

令和7年第6回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和7年 6月11日

閉会 令和7年 6月17日

熊本県球磨郡湯前町

令和7年第6回定例会

会 期 令和7年6月11日(水)から 7日間
令和7年6月17日(火)まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
6	11	水	本会議	午前10時	会期の決定、諸般の報告、行政報告、 一般質問
	12	木	休 会		10:00 総務厚生文教常任委員会 13:30 企画経済建設常任委員会
	13	金	本会議	午前10時	一般質問
	14	土	休 庁		
	15	日	休 庁		
	16	月	休 会		議案調査
	17	火	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

6 月 1 1 日 (水)

令和7年第6回湯前町議会定例会

〔第1号〕

令和7年6月11日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	請願第 1号	人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について
日程第 6		一般質問

2. 応招議員

1番 田山幸平	2番 吉田精二
3番 西靖邦	4番 遠坂道太
5番 椎葉弘樹	6番 森山宏
7番 味岡恭	8番 倉本豊
9番 山下力	10番 金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	中	村	富	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	黒	木	博	保	健	福	佐	藤	由	美
建	設	課	高	木	堅	企	画	観	伊	藤	賢	一
教	育	課	赤	池	寛	農	林	振	浅	田	徹	徹
						興	課	長				
						兼	農	業				
						委	員	会				
						事	務	局				
						長						

開会 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和7年第6回湯前町議会定例会を開会します。
これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、森山議員、味岡議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（金子光喜君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。
まず、議長の公務について報告します。
4月1日、役場洋会議室において、町職員の辞令交付式が開催されましたので出席しました。
4月6日、湯前町消防団辞令交付式並びにポンプ操法大会が開催されましたので全議員で出席いたしました。
4月10日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので出席しました。
4月11日、西米良村において、三市町村議会国道整備促進合同協議会の委員長会が開催されましたので西企画経済建設常任委員長と共に出席しました。
5月7日、三市町村議会国道整備促進合同協議会の現地調査が行われましたので企画経済建設常任委員と共に出席しました。西都市を出発し、西米良村及び本町までの国道219号改良について、整備状況の説明を受けました。
5月10日、グリーンパレス広場において未来の森森林保全活動が実施されましたので吉田企画経済建設常任副委員長と共に出席しました。

5月14日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので出席しました。本年度は役員改選の年にあたり、協議の結果、私金子が球磨郡議長会会長に、副会長に山江村森田議長、多良木町宇佐議長が就任することとなりました。

5月15日、本町商工会で湯前町商工会総会が開催されましたので西企画経済建設常任委員長と共に出席しました。

5月18日、本町さがらにおいて、自衛隊湯前家族会総会が開催されましたので出席しました。

5月19日、人吉市において九州治水期成同盟連合会定期総会が開催されましたので出席しました。

5月20日、あさぎり町において球磨郡スポーツ協会総会が開催されましたので出席しました。同日、湯楽里において湯前町観光物産協会総会が開催されましたので出席しました。

5月21日、本町遺族会館において、戦没者慰霊祭が行われましたので出席しました。

5月23日、熊本市において、熊本県町村議会議長会理事会が開催されましたので出席しました。同日、水上村において、上球磨正副議長会定期総会が開催されましたので椎葉副議長に出席いただきました。役員改選については、会長に水上村那須議長、副会長にあさぎり町小見田議長、監事に多良木町宇佐議長と、私金子が選任されました。また、令和7年度の事業計画については、例年どおり事業を予定することになりました。

5月24日、水上村岩野公民館において、上球磨森林組合総会が開催されましたので出席しました。

5月27日、全国議長副議長研修会が東京都で開催され、椎葉副議長と共に出席しました。

翌28日、県関係国会議員への要望が行われ、球磨郡からは、豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について、球磨川における抜本的な治水対策の促進について、球磨地域幹線道路網の整備について、雇用対策についての4点を要望しました。

6月3日、熊本市において、熊本県町村議会議長会研修会が開催されましたので出席しました。研修では、「これからの地方議会のあり方」と題して駒沢大学名誉教授大山礼子氏による講演が行われました。引き続き令和7年度臨時総会が開催され、任期満了による役員改選が行われました。会長に玉東町議会松尾議長、副会長に菊陽町議会福島議長、産山村議会西澤議長がそれぞれ選出されました。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり、報告3件、議案12件、諮問3件、議会提出は、請願1件、議員派遣1件となります。

一般質問は、5人の議員が通告されております。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にございますので、そちらをご覧ください。なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にございますのでご覧ください。

監査委員から、3月、4月、5月の例月現金出納検査結果報告書が、タブレットに掲載のとおり議長あてに提出されていますのでご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

1番（田山幸平君） 皆様おはようございます。

人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。令和7年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が令和7年5月28日水曜日、午後2時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。主な議案等を報告いたします。

日程第1、議席の指定では、相良村議会改選により、新たに選出された川邊一徳議員の議席を14番、古川渉議員の議席を15番に議長から指定されました。加えて、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の委員に指名されました。

日程第4、議会運営委員会委員の選出では、欠員となっている委員1名を下球磨地区の議員から選出し、錦町の7番、吉田眞二議員が議長から指名されました。

日程第5、議案第9号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般補正予算（第1号）は、質疑の後、簡易採決を行い、原案のとおり可決いたしました。主な内容としましては、去る3月27日、人吉球磨クリーンプラザ周辺におきまして、落雷が発生し、それに被害を受けた設備等の改修費用として、歳入歳出それぞれ3,900万円を追加計上するものでございます。

日程第6、同意第2号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、質疑の後、簡易採決を行い、原案のとおり同意しました。5月末日をもつての任期満了に伴うものでして、新たに選任されたのは、人吉市在住の九万田勝志氏でございます。

日程第7、議員の派遣については、議員補充及び任期満了に伴う改選により新たに選出された組合議員の組合施設視察研修と全議員による先進地視察研修を行うことが決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（金子光喜君） 上球磨消防組合議会の報告を求めます。

8番（倉本 豊君） おはようございます。

上球磨消防組合議会の報告をいたします。

来る、5月1日、第1回の臨時会が開催されました。内容につきましては、報告第1号で一般会計の継続費精算書の報告について、それから、承認第1号で専決処分の承認につきましては、上球磨消防組合、育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

日程第5におきまして、議案第5号、物品売買契約の締結につきましては、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車自動更新についてが議題でございまして、熊本市の田原商会との契約でございました。

続きまして、議案第6号におきまして、令和7年度、上球磨消防組合議会一般会計補正予算(第1号)が審議され、内容につきましては、500万円を追加するものですが、無線ネットワーク機器更新でございます。

続きまして、発議第1号として、上球磨消防組合議会会議規則の全部を改正する規則についてを橋本議員から提案されまして、審議をいたしまして、現在の社会情勢に合わせた整備によります改正を行ったところでございます。

続きまして、発議第2号で、同じく橋本議員から、上球磨消防組合議会、傍聴規則の制定についてを提案され、これは傍聴規則であったんですが、あまりに時代にそぐってありませんでしたので、これも改正をすることといたしました。

最後に、上球磨消防組合議会議員の派遣につきましては、令和7年10月29日から10月30日の間におきまして、視察研修の議決をいたしております。

以上、上球磨消防組合の報告を終わります。

議長(金子光喜君) これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長(金子光喜君) 日程第4、「行政報告」町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長(長谷和人君) 改めまして皆さんおはようございます。

本日からの6月定例議会どうぞよろしくお願いいいたします。

それではタブレット、行政報告をご覧いただきたいと思います。

第6回湯前町議会定例会にあたりまして、令和7年3月から5月までの行政報告を行わせていただきます。なお、主な行政報告のみとさせていただきますと存じます。

3月2日、あさぎり町せきれい館におきまして、人吉・球磨地区自衛隊入隊予定者激励会が開催されましたので出席をしております。本年度は、本町から1名の入隊があったところでございます。

3日、人吉市球磨地域振興局におきまして、3月定例町村長会議が開催されましたので出席をしております。令和7年度事業について協議を行ったほか、役員選任では、私長谷が副会長に選任されたところでございます。また、八代・天草シーライン建設促進期成会の役員推薦では、中嶽水上村長と私長谷が球磨郡を代表して理事に推薦されております。同日、町長室におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社辞令交付式が開催されましたので出席し、黒澤大二郎氏に経営アドバイザーの辞令を交付しております。同日、集団検診室におきまして、湯前町地域計画策定検討委員会を開催し、委員に対して委嘱状を交付しております。

6日から14日の期間におきまして、議会議場におきまして、第3回議会定例会本会議が開催されましたので出席をしております。当定例会には、令和7年度施政方針を述べたほか、条例の制定・改正、一般会計予算、政治倫理審査会委員の任命同意など32件の議案等を提出し、全議案ともご可決をいただいております。

17日、熊本市熊本大学病院、熊本県医師会、熊本県庁におきまして、令和6年度南九州中部地域医療連携協議会要望活動が開催されましたので出席しました。この協議会では、人吉球磨圏域の地域産科中核病院への産科医師確保及び南九州中部地域医療圏の連携並びに医療提供体制の充実を目的としております。

19日、集団検診室におきまして、JETR 主催により、「食品・酒類輸出勉強会-入門編-in 湯前」が開始されましたので出席をしております。輸出に取り組もうとする事業者向けの勉強会でありました。同日、応接室におきまして、農業公社理事会が開催されましたので出席しました。

20日、まんが美術館におきまして、レエル・ロマネスク展@湯前まんが美術館オープニングセレモニーが開始されましたので出席しました。このレエル・ロマネスクとは、地方鉄道の魅力を発信するTVアニメで、人吉球磨も舞台になっており、過去には観光ガイドツアーなどのイベントも行われています。

21日、町長室におきまして、高齢者叙勲伝達式を開催しました。対象者は、故 的場敏美氏でありました。同日、洋会議室におきまして、湯前町地域公共交通施策懇談会を開催しました。会議では、本町が今後デマンド交通をはじめとした新たな公共交通施策を検討するにあたり、情報共有を図るため、意見交換を行いました。

24日、宮崎市におきまして、令和6年度南九州中部地域医療連携協議会要望活動が開催されましたので出席いたしました。要望先は、宮崎大学附属病院・宮崎県医師会・宮崎県庁でありました。

25日、人吉市クリーンプラザにおきまして、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部変更に伴う協定合同調印式が開催されましたので出席しました。第3次共生ビジョンの期間は令和7年度から令和11年度までの5年間で、人吉球磨定住自立圏が目指す将来像を定

めるものです。同日、令和7年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席しました。上程された議案7件とも原案のとおり可決されました。同日、人吉球磨広域行政組合令和7年3月定例理事会が開催されましたので出席しました。会議では、理事会副代表理事の互選が行われ、私長谷が選任されました。また、規則及び訓令の一部改正及び令和7年度理事会事業について協議をおこないました。同日、くま川鉄道株式会社第145回取締役会が開催されましたので出席しました。会議では、川村駅機能復旧工事をはじめ、各復旧工事等について協議をしました。同日、人吉市クリーンプラザにおきまして、(一社)くま川鉄道管理機構理事会が開催されましたので出席しました。会議では、鉄道施設等の譲渡等に関する覚書及び使用契約の締結について協議をしました。同日、第10回JR肥薩線再生協議会が開催されましたので出席しました。会議では、駅の配置について、日常利用がほぼ見込めない瀬戸石、海路、奈良口の3駅を廃止する(案)を含め、新たな配置について協議をしました。

26日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。湯前町水道水の水質管理について 地域計画について 農業公社の農機購入について 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業について、でありました。

26日、熊本市熊本ホテルキャッスルにおきまして、第78回熊本県町村会定期総会が開催されましたので出席しました。冒頭に熊本県町村会表彰が行われ、本町関係は自治功労者の部一般職員在職25年以上を対象としておりますが、黒木博行税務町民課長、椎葉祐介子ども・子育て支援係長が受賞をしております。会議では、各郡町村会からの要望事項等が審議され、球磨郡からは、球磨地域公共交通網の整備促進について、球磨川における抜本的な治水対策の促進について、雇用対策についての3件が提出されております。今後、県知事・県議会議長及び県選出国會議員に要望活動が行われるところでございます。

28日、洋会議室におきまして、湯前町農業再生協議会臨時総会が開催されましたので出席しました。同日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社取締役会が開催されましたので出席しました。

29日、東京都主婦会館プラザエフにおきまして、第26回関東地区湯前ふるさと会総会が開催されましたので出席しました。総会出席会員は30名でありました。

31日、洋会議室におきまして、退職職員の辞令交付式が開催されましたので出席し、辞令交付を行いました。退職者は3名でした。

4月1日、洋会議室におきまして、辞令交付式を開催し、令和7年度の新規採用一般職員6名、任期付採用職員1名、暫定再任用職員3名、地域おこし協力隊1名及び人事異

動職員に辞令を交付しました。終了後、職員全体朝礼が行われ、町長訓示を行っております。

2日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社において、社長訓示を行っております。

3日、熊本市におきまして、県知事とJT熊本支社長との意見交換会が開催されたので出席し、森林保全活動等について協議をいたしました。

5日、多良木 町上球磨消防組合におきまして、人吉球磨消防指令センター開所式が開催されたので出席しました。この共同運用は、大規模・広域災害発生時に近隣消防本部の連携・対応を強化することや、消防指令システムの費用縮減などを目的としています。

6日、B & G海洋センター、駐車場におきまして、湯前町消防団辞令交付式並びに消防ポンプ操法大会が開催されたので出席しております。退団者16名、入団者9名に対し、辞令交付を行いました。成績については以下のとおりでございます。

8日、人吉市 球磨地域振興局におきまして、4月定例町村長会議が開催されたので出席をいたしました。会議では、JR肥薩線の鉄道復旧最終合意のほか、町村会要望に対する県の対応状況及び考え方について、県から報告を受けました。また、令和7年度の町村会事業及び郡内の諸課題について協議を行いました。

16日、人吉市 アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和7年4月定例理事会が開催されたので出席しました。令和7年度職員採用試験についてのほか、普通交付税の算定に用いる基礎数値の案分率に関する協議をはじめ、入札及び随意契約締結結果について協議を行いました。

16日、人吉市 くま川鉄道本社におきまして、くま川鉄道の指名審査会が開催されたので出席しました。同日、湯楽里におきまして、ドウ・ヨネザワ企業グループとの意見交換会を開催し、キャンプ場をはじめ、共同事業の可能性について協議をおこないました。

17日、洋会議室におきまして、区長会を開催し、新任・再任された区長に対し委嘱状を交付した後、令和7年度の取り組みについて協議しました。

18日、熊本市 ワンステーションホテルにおきまして、熊本県B & G地域海洋センター連絡協議会総会が開催されたので出席しました。

23日、議長室におきまして、令和7年第4回議会臨時会開催に伴う議会運営委員会が開催されたので出席し、議案等の概要を説明しました。同日、議会議場におきまして、令和7年第4回議会臨時会本会議が開催されたので出席しました。令和7年度湯前町一般会計補正予算（第1号）など6議案等を提出し、原案どおりご可決いただいております。

5月1日、多良木町 上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合議会第1回臨時会が開催されましたので出席をしました。

2日、洋会議室におきまして、湯前町とJR九州商事株式会社との包括連携締結式を開催しました。連携事項は次のとおりでございます。(1)観光に関すること (2)地域活性化に関すること (3)ドローン活用の推進に関すること (4)森林環境の保全に関すること (5)人材育成に関すること でありました。

7日、西都市から湯前町にかけまして、三市町村議会国道整備促進合同協議会主催による国道219号合同現地調査が開催されましたので、副町長を出席させております。同日、人吉市 アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和7年5月定例理事会が開催されましたので出席をしております。今回の議会臨時会招集及び提出案件をはじめ、随意契約の締結結果報告、新ごみ処理施設建設予定地隣接地区住民説明会についてなどを協議しました。同日、人吉・球磨しごと創生連絡協議会総会が開催されましたので出席しました。令和7年度は、企業誘致に向けたPR活動をはじめ、起業支援、地域課題解決に向けた新たな事業、ひごらボNEXT事業等に取り組みが行われるところでございます。同日、令和7年度四期成会役員改選協議が開催されましたので出席をしております。

9日、熊本県庁におきまして、熊本県町村会要望活動が開催されましたので、球磨郡を代表して出席をしております。球磨郡からは、球磨地域公共交通網の整備促進について、球磨川における抜本的な治水対策の促進について、雇用対策についての3点を要望しております。

10日、グリーンパレス芝生広場におきまして、みらいの森ゆのまえ第1回森林保全活動を開催しました。活動には、未来工房の社員約20名をはじめ、球磨地域振興局長など来賓・関係者を含め総勢37名が参加され、杉250本、せんだん80本の植林を行いました。

12日、熊本市 自治会館におきまして、県立高等学校あり方検討委員会及び今後の県民体育祭のあり方に関する町村長向け説明会が開催されましたので出席しました。県立高等学校あり方につきましては、令和6年度に県内25か所、28回の地域意見交換会が開催され、その意見を参考に令和7年10月に基本方針が公表され、パブリックコメント等を経て令和8年2月に実施計画が策定される予定となっております。また、県民体育祭のあり方については、新たな方向性について、会場選定は各競技団体が選定、開催期間は9月から12月に延長、予算確保は県及び市町村へ、参加料の増額と負担金の導入が示されております。

13日、東京都 砂防会館別館におきまして、全国道路利用者会議第77回定時総会が開催されましたので出席をしました。総会で採択された決議をもとに、総会終了後、県役員による県選出国會議員へ要望活動が行われました。

14日、B & G財団におきまして、B & G財団の本部を訪問し、海洋センター事業のお礼と引き続いての支援をお願いしております。同日、東京都 砂防会館別館におきまして、道路整備促進期成同盟会全国協議会第46回通常総会が開催されましたので出席しました。この協議会では、地域住民が快適で、豊かに、そして安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現のために、道路予算確保等について、政府与党はじめ、地元選出国会議員への要望活動を行っております。終了後、命と暮らしを守る道作り大会が開催されましたので出席をしております。

15日、人吉市 球磨地域振興局寺町別館におきまして、5月定例町村長会議が開催されましたので出席しました。球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きをはじめ、くま川鉄道再生協議会の現状報告、管内主軸事業上京要望及び球磨郡民体育祭の対応など、郡内の諸課題について協議を行いました。同日、あさぎり町役場におきまして、奥球磨駅伝競走大会実行委員会総会が開催されましたので出席しました。令和7年度は10月5日、日曜日の開催が決定しました。総会終了後、奥球磨女子駅伝競走大会実行委員会発足式が開催され、大会会長に私長谷が選任されました。なお、第1回大会は令和8年3月15日、日曜日、あさぎり町をスタートし、湯前町をゴールに開催されることが決定されております。

16日、宮崎市 ホテルマリックスにおきまして、南九州ブロックB & G地域海洋センター連絡協議会総会が開催されましたので出席をいたしました。

19日、議長室におきまして、令和7年第5回議会臨時会開催に伴う議会運営委員会が開催されましたので出席し、議案等の概要を説明しました。同日、議会議場におきまして、令和7年第5回議会臨時会本会議が開催されましたので出席しました。令和7年度湯前町一般会計補正予算（第2号）など2議案を提出し、原案どおり可決いただきました。

19日、人吉市 あゆの里におきまして、九州治水期成同盟連合会第68回定期総会が開催されましたので出席しました。九州管内直轄の河川・ダム・砂防・海岸の期成会で組織されている団体で、活動は、国土交通省本省・財務省・地元選出国会議員、九州地方整備局へ要望活動を行っております。

20日、改善センターにおきまして、湯前町生涯学習開講式及び記念講演会を開催しました。記念講演会では、中村教育長による記念講演「化石海水型温泉湯楽里のなぞ」が行われ、湯楽里の塩湯の謎が解き明かされたところでございます。

21日、八代市 八代グランドホテルにおきまして、令和7年度における防災関連会議が開催されましたので出席をいたしました。当日は、球磨川水防連絡会、球磨川洪水予報連絡会、球磨川水系水防災意識社会再構築会議の3つの会議が行われ、出水期に向けて情報交換を行いました。

23日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社、令和7年度第1回取締役会が開催されましたので出席しました。

24日、まんが美術館におきまして、共同巡回展「これが漫画！展」総合開会式を開催しました。このイベントでは、近現代漫画家記念館による共同巡回展で、「湯前まんが美術館」、「合志マンガミュージアム(熊本県)」、「横山隆一記念まんが館(高知県)」、「勝央美術文学館(岡山県)」の順で、令和7年度中に開催されるものでございます。

26日、水俣市 海と夕やけにおきまして、くまもと県南フードバレー推進協議会理事会が開催されましたので出席しました。会議では、支援事業を活用した新商品開発の報告をはじめ出展イベント等の令和6年度事業報告と令和7年度事業計画について協議をおこないました。

27日、東京都 砂防会館別館におきまして、全国治水期成同盟会連合会通常総会が開催されましたので出席しました。この会は、治水・利水事業のため、各地方治水大会、治水事業促進全国大会等の活動を通じて、国会、政府並びに関係機関に対して要望活動を行っております。

28日、人吉市 クリーンプラザにおきまして、令和7年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が開催されましたので出席いたしました。同日、人吉球磨広域行政組合工事入札参加資格審査会及び建設業者指名審査会が開催されましたので出席しました。同日、令和7年第1回人吉球磨消防指令事務協議会会議が開催されましたので出席をいたしました。

29日、東京都 砂防会館別館におきまして、全国治水砂防協会第89回通常総会が開催されましたので出席をいたしました。令和7年度も、砂防関係事業の充実・促進について、調査研究および要望・提言が計画されております。

30日、洋会議室におきまして、湯前町とフードゲート株式会社との包括連携締結式を開催しました。連携事項は次のとおりでございます。(1)観光に関すること (2)産業振興に関すること (3)文化振興に関すること (4)防災・災害に関すること (5)地域経済の活性化に関することでありました。同日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、次の議題について説明を行いました。6月議会提出議案関係について、(1)補正予算関係 林道災害復旧事業 湯楽里施設修繕補助 (2)工事契約関係 サテライトオフィス建設工事 (3)条例改正関係 地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について、2つ目として、フードゲート株式会社との包括連携についてでありました。

31日、大阪市 新大阪東口ステーションホテルにおきまして、第28回関西地区湯前ふるさと会総会が開催されましたので出席しました。現在の会員数29名の内、総会出席者は18名でありました。

以上で行政報告を終わります。

議長（金子光喜君） これで行政報告は終わります。

日程第5 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について

議長（金子光喜君） 日程第5、請願第1号、「人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について」を議題とします。

請願書の写しはタブレットに掲載しています。事務局に請願書の朗読をさせます。

議会事務局長（赤池昌信君） 朗読いたします。

人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願。

請願の趣旨、人吉市医師会附属人吉球磨准看護学院に対する支援に関しまして、人吉市球磨郡医師会会員の総意として、下記のとおり請願をいたします。

1、人吉球磨准看護学院の運営は、少子化・過疎化による、入学希望者数の減少により、資金調達が難しくなっており、この先もこの傾向は加速していくと考えられます。現在、人吉球磨准看護学院に対する補助金額は135万円。球磨郡町村会から41万400円ですが、全国自治体の平均補助額である455万円とは乖離があります。私たちは、日本一の医療介護都市人吉球磨を目指し、入学希望者数の増加に期待するものです。つきましては、全国平均補助額に近づけるよう、補助金額を増額されることを請願します。

2、補助金増額に加えて、ふるさと納税の応援メニューに人吉球磨准看護学院助成を追加していただくことにより、さらに柔軟な補助金の上乗せができるよう、ふるさと納税寄付金を活用されることを請願します。

請願者：一般社団法人 人吉市医師会 会長 友永 和宏

一般社団法人 球磨郡医師会 会長 権頭 博

紹介議員：西 靖邦

以上でございます。

議長（金子光喜君） お諮りします。この請願第1号については、会議規則第91条の規定により、審査を総務厚生文教常任委員会へ付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、審査を総務厚生文教常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで休息のため、また一般質問準備のため休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時51分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第6 一般質問

議長（金子光喜君） 日程第6、「一般質問」を行います。

本日は、田山議員、味岡議員、椎葉議員の3名を予定しております。

タブレットに掲載の通告一覧の順番に発言を許します。

一つ、空き家等対策と二地域居住の推進について、田山議員の質問を許します。

1番（田山幸平君） 改めまして、皆様おはようございます。1番田山幸平でございます。議長より発言の許可をいただきましたので一般質問を行います。今回が私にとって初めての一般質問となります。まだ不慣れな点もございますが、町民の皆様の声を丁寧にすくい上げ、町の未来に向けた建設的な質問となるよう、精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、空き家対策と二地域居住の推進について、このテーマに沿って質問をさせていただきます。湯前町では、令和6年3月に空き家法に基づく湯前町空き家等対策計画が策定されました。記載の中から引用しますと、町内における空き家は208棟に上り、老朽化の進んだDランクの空き家も27棟に達しています。町民の皆様からも、子どもの通学路にあって危ない。草が茂り、虫がわいて困っている。まだ良い家なのにもったいないなど、様々なお声をいただいており、少子高齢化、人口減少に伴い、今後ますます空き家が増えていく可能性も含めて、本町の重要な課題と認識しているところではありますが、本町の計画では、空き家の発生抑制、利活用の促進、管理不全の解消、空き家等跡地の管理活用、推進体制づくりといった5つの方針に基づき、空き家バンクや相談会、補助制度などが用意され、町としての積極的な取り組みは評価されるべきものです。しかしながら、当該計画には、昨今国が推進している、定住者を増やす前段階として、都市部と地方を行き来する二地域居住や多拠点生活といった柔軟なライフスタイルへの対応が計画には明示されていないものと理解しています。特に令和6年11月の広域的地域活性化基盤整備法の改正により、都道府県や複数の市町村が連携して、特定居住促進計画を策定することで、空き家の利活用、生活利便施設の整備、さらには、幹線道路やアクセス道路の改善に対しても、国の支援が受けられる制度が新設されています。湯前町では、盆地の東端に位置し、高速道路インターチェンジからの距離やアクセス性の課題を抱える一方で、すでにサテライトオフィスの整備やお試し住宅の運営といった、人の流れを生み出す措置は整いつつあります。これらの取り組みと空き家活用を戦略的に組み合わせ、関係人口の創出、定住促進への入口として機能させていくことが、今まさに求められているのではないのでしょうか。実際に先進的な自治体の事例を挙げますと、長野県塩尻市では、空き家を地域交流拠点スナバとして活用し、NPOと連携して、関

係人口の創出を進めています。また、総人口 3,270 人と本町と人口数も近い和歌山県すさみ町では、親子二地域居住、保育園留学を通じて、滞在型住宅の整備と移住促進に成功しており、岐阜県恵那市では、全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームにも参加し、空き家活用の重要な政策転換を行っています。これらの取り組みの成功要因として共通するのは、地域資源として、目的別に展開していく戦略性と行政の支援限界を官民の連携で補完し、国の制度を積極的に活用したことによるものだと考えています。そこで以下の3つについて、担当課にお尋ねいたします。

1. 現行の湯前町空き家等対策計画において、今後二地域居住の促進といった要素を取り組む見直しの可能性はあるかについてお尋ねいたします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 二地域居住の促進といった要素を取り組む見直しの可能性は、とのご質問でございますけれども、国においては、平成 19 年に全国各地において広域にわたる活発な人の往来、また物資の流通を通じた地域の活性化を図ることを目的に、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律が施行されたところでございます。そのあと新型コロナウイルス感染症の流行を契機にテレワークが普及し、地方における豊かな生活の関心が高まったこともあり、U、I、J ターンを含めた若者、子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっており、令和 6 年度に法律の一部改正が行われたところでございます。本町では、令和 6 年 3 月に策定した空き家等対策計画の基本方針の中で、空き家等の利用促進を明記し、その中で、移住定住希望者の利用活用促進を掲げているところでございます。二地域居住の促進については、移住定住の 1 つの形態であると考えており、見直しについては必要ないと考えておりますけれども、具体的に記載したほうが良いと、わかりやすいということであれば、見直すことも検討したいと思っております。

1 番（田山幸平君） 今の記載計画の中でそのような側面も含まれているというような形で理解をしたところではありますが、まずは 2 番目の質問に移らせていただきます。お試し住宅の利用状況とサテライトオフィスの今後の展望、またそれらと空き家バンク等との連携による空き家利活用の可能性について、町はどのように考えられているか、お尋ねいたします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） まず、お試し住宅の利用実態でございますけれども、平成 29 年度から運用を始めているお試し住宅の過去 5 年間の利用実績です。令和 2 年度から令和 4 年度までについては利用実績がございませんでした。この原因としましては、新型コロナウイルス感染症により、人の移動制限があったことが一番の原因だと思っております。令和 4 年度から実証事業を実施してきましたワーケーション事業によりまして、令和 5 年度から関係企業がリモートワークの拠点として活用されたり、移住定住を考えておられる方が令和 5 年度に 1 件のお尋ねに対しまして 1 件、令和 6 年度に 6 件の

お尋ねに対しまして3件の利用があったところがございます。次にサテライトオフィスの今後の展望でございますが、ワーケーション事業の実証事業を3年間行ってきました。実証事業の評価では、湯楽里を拠点に事業を行い、Wi-Fi環境などを含めた施設面では問題はないとの評価をいただいたところでございます。また、大自然の中で、集中して仕事ができることで効率がアップしたことや、複数企業との合宿型ワーケーションを行ったため、企業間で新たなビジネス展開が生まれるなど、企業側も相乗効果があったと、高い評価をいただいたところがございます。そのような意見を踏まえ、サテライトオフィスの建設に対しましては、交通手段や食事、買い物などの場所の問題や会議スペースに対する意見などをいただいたところでございます。現在進めているサテライトオフィス建設においては、いただいた意見を踏まえ、JA倉庫跡地の一角に建設し、利便性を高めることとしています。今後の展開については、これまで行ってきた合宿型ワーケーション業務で本町の合った企業を中心に、町の主要産業と関係のある企業にも本町の魅力を発信しながら、サテライトオフィスの利用促進と企業誘致に繋げていきたいと思っております。次に、お試し住宅や空き家バンクとの連携についてですが、サテライトオフィスを利用される方の滞在先として、お試し住宅を活用してもらおうとともに、本町で事業展開を検討されている企業に対しましては、空き家バンクに登録されている住宅を紹介するなど、連携を今後図ってまいりたいと思っております。

1番(田山幸平君) ご答弁ありがとうございました。1番の質問のこと、お答えにも戻るかと思いますが、移住定住をあえて取り入れる予定はないって一部分に対してと、このお試し住宅の利用実績がこれまでまだなかったってところでなんです。条例この空き家、お試し住宅の条例を見ますと、もうかなりもう、定住するというか、移住すること前提で要項が設けてあったかと思えます。ただし、一時滞在者はこの限りではないというような文言が記載されていますけど、やっぱりこういった何でしょうかまずは、移住してくださいとこう固定するばかりでなく、本当に緩和的にお試しで来てもらうってような視点も必要かと思うのですが、その部分いかがでしょうか。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) お試し住宅につきましては、移住定住も含めてですね、柔軟に対応できる施設ということで、条例化をさせていただいておるところでございます。なかなか利用実績がなかったというご質問でございますけれども、先ほど申しましたとおり、平成4年まではですね、コロナウイルス等もありまして、なかなかこちらでもPRはしておりましたけれども、人の流れがちょっと少なかったということで答弁をさせていただきたいと思えます。移住定住と一時滞在も含めまして、柔軟に対応してまいりたいと思っております。

1番(田山幸平君) すいませんご答弁ありがとうございます。もうせっかくなのでこの場を借りてちょっと一点お尋ねさせてください。この条例の要項の中にですね、旅

行に伴う宿泊利用でないものっていうふうにも書いてあるんですが、それだと何と言いますか、本当にこう、まず味わってもらうものをこう、減ってしまうような可能性も考えられるのかなとちょっとお見受けしたんですが、その点について、ご答弁お願いします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 田山議員のご指摘のところの旅行に伴う宿泊っていうのはですね、法律がありまして、宿泊をする、旅行で宿泊する方については旅館業法という法律等が制定されております。そういうところの、いろんな法律の縛りがございませぬものですから、一応お試し住宅の条例に関しては、そういうところの抵触をされない方を、一時的に町に来ていただくという条例の制定にしているところでございます。

1番（田山幸平君） ありがとうございます。それでは次の質問に入らせてもらいます。国が新たに制度化した特定居住促進計画や、その実績を補完する居住支援法人制度について、町としてどのような認識を持ち、活用可能性をどのように評価されているかお尋ねいたします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 特定居住促進計画や居住支援法人制度等につきましてはですね、可能性の評価ということでございますけれども、国が新たに今回制度化をしております。町としてもですね、県の動きや町の方向性をまず調査させていただきまして、活用の有無も含めて検討をしてみたいと思っております。

1番（田山幸平君） ありがとうございます。現行の空き家対策はですね、私が捉えますと、主に空き家法が軸になっていて、軸になっての策定かと捉えておりまして、社会全体ではすでに暮らしの形が多様化し、地方との関わり方も通う、試す、両立するといった、人口の取り合いを避けた段階的なアプローチが重視されるようになってきているとともに、国土交通省のアンケート資料においても、地方移住への関心は高まってきているとされています。空き家の放置や老朽化を防ぐだけでなく、空いている資源と人と地域を繋ぐ、空いている資源をですね、人と地域を繋ぐ拠点に変える視点が湯前町においても今後ますます必要になってくるのではないかと考えています。そこで、私から提案も兼ねまして町長のお考えをお尋ねいたします。提案1ですけれども、空き家等対策計画に戦略的な視点の追加としまして、先ほど質問の中では、検討していないということだったですけれども、現行の空き家等対策計画に、二地域居住や待機滞在型の利用、防災移住などですね、ビジョンを掲げて、活用の可能性を正式に位置付け定住への前段階としての利活用を政策の柱の1つとして、明示してはいかがでしょうか。

町長（長谷和人君） 二地域居住や短期滞在型利用、それから防災移住の可能性を正式に位置付けたらどうかというふうな、ご質問だろうというふうに思っております。先ほど担当課長が説明したとおり、空き家等対策計画の移住定住希望の利用者促進も掲げております。それから議員ご指摘の二地域居住なども記載した移住定住の施策として、

わかりやすいということであればですね、関係課と協議を行いながら、計画の見直しも含めてですね、検討したいというふうに思っております。ただこの空き家対策につきましてはですね、ちょっと手短かに申し上げるところでございますけど、いろんな課題がございます。1つには空き家ということでありまして、昭和56年以前、旧耐震というところがあるわけでございますけども、地震対応に対しましても非常に弱いという見え隠れもしております。そのほか、住宅に対しまして、その家に対しまして、持ち主関係ですね、所有者関係のいわゆる紐づけ等が非常に難しいというところもございますので、それらを含めたところですね、今後の展望につきましては、関係課と協議を行いながら、計画の見直し等も含めて検討を行っていききたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

1番(田山幸平君) ありがとうございます。では、提案2として続けさせてもらいます。既存政策と空き家活用の統合と対策に向けた連携強化としまして、お試し住宅から先ほどですね、ご質問の中でも動線といいますか、そういった連携を図っているというようなお答えをいただきましたが、ここで改めてですね、お試し住宅やサテライトオフィスといった、既存施策と空き家バンクの制度を戦略的に結びつけて、滞在から定住へのスムーズなステップを設計することで、町の魅力と資源を最大限に活かせると考えます。また、特定居住支援法人の指定に向けた調査検討を始め、民間団体やNPO、不動産事業者との連携体制を強化していただきたいという点です。支援法人は先ほど町長のご答弁の中にもありましたけども、様々にですね、空き家の掘り起こしやマッチング支援、生活仕事情報の提供など、行政を補完する多機能な存在として国も位置付けており、補助金制度や法的支援の対象にもなるため、検討する価値は高いと考えますけども、町長のお考えはいかがでしょうか。

町長(長谷和人君) これまで先ほど課長が答弁しておりますけども、ワーケーション事業を3年間行ってきたところでございまして、私も積極的にこの事業についてはですね、新しい町の政策の1つとして捉えながら、参加企業もですね、来ていただいたという関係がございます。この参加企業からですね、本町におきましては自然環境や観光資源の地域素材が沢山あるということで、ターゲットの選定と見せ方次第で、観光人口呼べる可能性が十分あるというふうに評価をいただいたところでございます。今後サテライトオフィスを建設し、運用を始めるところでございますけども、その点も含めて企業誘致促進事業に取り組みばというふうに考えております。また運用を進める中で、地方へ進出を考えている企業があればですね、空き家の利活用も選択肢の1つであるというふうに考えますので、空き家所有者のお考えもあるというふうに思いますが、空き家物件に応じた検討もしていければというふうに思っております。また特定居住支援法人の指定については、県の連携も必要でございますし、本町におきましても、特定居住促

進計画の策定や県におきましては、広域策定計画の中で特定居住に係る重点区域の設定など様々な手続きが必要となってまいります。そのうえで、国の補助金が活用できる制度となっているようなのでこの点も含めてですね、県と連携を図っていきたいというふうに思っております。なお民間団体やNPO法人、不動産業者との連携に関しましては、令和7年度も空き家に対する相談窓口や空き家対策セミナーも合同で実施したいというふうに予定しているところでございます。以上でございます。

1番(田山幸平君) ぜひですね、今後県と連携して進めていただけるというところでまず捉えておきます。

続きまして、提案3広域連携による制度活用と交通課題の克服としまして、球磨郡内の他地域と連携し、特定居住推進計画を策定しですね、県と連携をとることで、国の交付金による支援やインフラ整備、もう自分的には高速道路までの距離、時間をですね、アクセス性を高められないかなと考えるところですけども、この可能性も広がると思われれます。まずは湯前町が交通の弱点を克服する意味も含めて、広域的な取り組みの先駆けとして制度の活用を進めていただければと思うんですが、町長のご見解をお願いいたします。

町長(長谷和人君) 先ほども申しておりますけども、特定居住促進計画についてはですね、県との連携が必要となってまいります。特に国の交付金を受け取るということであればですね、県によります特定居住区重点区域の指定などの手続きが必要となってくるというところでございます。この制度を広域的でということになりますと、各市町村の事業に対します理解を得るために、かなりの時間が必要ではないかというふうに考えております。議員ご指摘のとおり、本町は球磨郡の中でも一番奥地に位置しております。移動に時間を要しているというのはもう当然認識をしておるところでございます。この移動時間をですね、短縮することで移住定住に繋がる可能性はあるというふうに思うところでございますけども、この自動車専用道路等をですね、整備するというのは、相当な時間を要するのではないかというふうに考えます。例えば、人吉から湯前までですね、専用の道路を整備するということになると、大体26～7キロございますんで、それを整備するとなれば相当の時間がかかるというのも一面、申しあげておきたいというふうに思っております。まずは移住定住を選択して考えている方をそのような点を理解していただきながら、動いたらどうかというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

1番(田山幸平君) 私もですね、実際これを聞きつけて良いなと思ってですね、したところが色々な諸手続き等あることも理解はしながらなんですけども、よりですね、色々な課題をクリアしていかなければいけないような難しい側面もあるんですけども、より実行に向けた行動としてですね、次の点を伺います。国土交通省が設置する、全国

二地域居住等促進官民連携プラットフォームには、球磨郡内でもすでに山江村、多良木町が登録しており、情報交換や事例収集、補助制度の活用を進めています。湯前町としてもですね、まずは段階的にでもですけども、このようなネットワークに参加することで得られる知見や支援は大きいと考えますが、プラットフォームへの登録を行うお考えはありますか。

町長（長谷和人君） 先ほど申されました、この全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームでございますか、球磨郡内でもすでに山江村、多良木町が登録しているということでございますけども、ちょっと私よく調べてないんですけど、実際このプラットフォームには登録はされておるかもしれませんが実際どのような動きをされているのか、田山議員がお調べになっているということであればまた後からでも教えていただきたいと思うところがございますが、どれだけの動きがっているかというのがちょっと私存じてないというところがございます。今ご質問されております、二地域居住を移住定住の1つの形態として推進するというのであれば、先進地事例、先ほど申しましたけど先進事例などを確認しながら、情報収集や国と県、他市町村との民間との連携強化にはですね、このプラットフォームに加入するというのは、1つの有効な手段というふうには思っております。以上でございます。

1番（田山幸平君） すいません私もですね、このプラットフォーム内において実際個人では登録することができなかったものですから、ヒアリング等もちょっとできかねているところもあるんですが、実際なんですかね、その中で情報交換があるとか、これに登録することによって、すいませんちょっと不正確なことを申し上げるかもしれませんが補助の対象になるとかいう部分も伺っておりますし、そんなに費用等もかかるわけでもないとも伺っておりますので、ぜひここに登録されてですね、そういった情報収集とか、もう郡内でも二地域はですね、登録されているのでその間の情報交換とか進めていただければと思いますので、ぜひご検討をされて、検討はですね、期待しております。

最後になるんですけども、空き家の増加は湯前町の課題であると同時にそれをどう活かすかという発想次第で大きな可能性にも繋がると考えています。無邪気な発想かもしれませんが、私は今回取り上げた国の新たな制度を知った時に、これまでは空き家の課題に対して自治体または対象の個人が独自で対処するしかなかった点としての取り組みから、多様な地域と人とがですね、広く連携をとり、地域活性に向けて、面で作り上げていくような、取り組みをですね、とても可能性と魅力を感じました。空き家や既存施設、豊かな環境を活用し、人の流れを生み、町の関係人口や将来的な担い手を育む戦略として、二地域居住の視点をですね、ぜひ町としても計画やですね、施策の中に取り組んでいただくことを強く期待して、私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

議長（金子光喜君） 一つ、空き家等対策と二地域居住の推進について、田山議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、空き家等対策と二地域居住の推進についての関連質問を終わります。

以上で田山議員の質問を終わります。

次に、一つ、建築物の指定有形文化財及び登録有形文化財について、味岡議員の質問を許します。

7番（味岡 恭君） 7番議員の味岡です。私たちの周りに貴重な指定有形文化財及び、登録有形文化財が多くあります。また、今後残していかなければいけない、一度壊れたり、失ったりすると回復ができないとても貴重な財産です。そこで、今後どのように保存・管理していくか、一般質問をいたします。今回は、建造物の内の建築物に絞ってお尋ねをいたします。

まずはじめに、建造物の文化財にはいろんな区分がありますが、大きく分けて指定有形文化財と登録有形文化財があります。何がどう違うのか、まずお尋ねします。

教育課長（赤池寛子君） 文化財の保護については、文化財保護法により規定されております。この法律において、建造物や絵画、彫刻などの有形のもので、我が国にとって歴史的または芸術的な価値の高い歴史資料を有形文化財と定義されております。この有形文化財のうち、文部科学大臣が重要なものと認めたものが、指定重要文化財であり、そのうち、世界文化の見地から価値が高いと指定されたものが国宝となります。また、重要文化財以外の有形文化財のうち、文化財としての価値にかんがみ、保存及び活用のための措置が必要と認めた、文化財登録原簿に登録されたものが登録有形文化財となります。お尋ねの指定文化財と登録文化財の違いについては、文化財としての価値に差があるほかに、指定文化財の場合は、保護や管理、改築に対して厳しい制約があり、不適切な場合には、国からの勧告や指導が行われます。これに対しまして、登録の場合は、外観に変更を加えなければ、内装は自由に変更できることになっております。また、文化財に対する国の助成制度についても差があり、国指定の場合は、設計管理から工事費の原則2分の1が補助対象となりますが、国登録の場合は、設計管理費のみ2分の1が補助対象となり、改築工事費は、所有者の負担となるなどの違いがあります。

7番（味岡 恭君） よくわかりました。ではですね、国の有形文化財は、平成8年にですね、所有者の残したい気持ちに応える制度で、より多くの文化財を保存していくのが目的で創設されたそうです。その辺もよく皆さんご存じだと思うんですけど、地方登録制度は、地方の文化を残すために、これはあくまでも地方です。県・市町村です。

令和3年の文化財保護法改正で地方登録制度が生成されたそうです。町には、地方登録制度の条文はありません。早急に湯前町も登録制度の条例を定めるべきじゃないかと思えます。教育長にご意見を求めます。

教育長（中村富人君） 文化財についての県・市町村、いわゆる地方自治体の登録制度につきましては、今ご指摘があったとおりでございますが、令和3年度の法改正によって創設されました。現在では、熊本県及び県下の市町村には登録制度はございません。また、令和4年5月に開催しました、湯前町の保護委員会では、登録文化財についても一部話題になりましたが、条例の制定については、正式な話し合いはしておりません。以上のようなことから、今後は、県下の状況を参考にしながら、まずは、文化財保護委員会で登録文化財についての協議を進めていきたいと考えております。以上です。

7番（味岡 恭君） ここに記載はしておりませんが、今教育長の話されたことを逆に申しますと、地域にも何て言うんですか、御大師堂とか色々小さな仏閣があります。このあたりがですね、なかなか保存が難しく、お金がないもんですから、やっぱり、維持していくにも難しいらしいです。やはり、登録制度を設けてですね、できれば、その補助金を幾らでも設けて、幾らかこう管理していく制度をですね、町もできればそういうふうにしていただきたいという要望がございます。そこで湯前町内にも、国、県、町の指定有形文化財等があります。国の有形登録有形文化財は、建築物ですよ、厨子も含んで、何棟あるのかお尋ねをいたします。

教育課長（赤池寛子君） 湯前町にあります指定及び登録有形文化財について、ご説明いたします。建築物に限りますと、国指定文化財が2件、県指定の文化財が1件、町指定の文化財が2件、国の登録有形文化財が2件、全部で7件ございます。

7番（味岡 恭君） 町内の建築物で国の登録有形文化財は、明導寺本堂とくま川鉄道の湯前駅本舎ですね、の2棟だと思いますが、建築物で国の登録有形文化財に該当する建築物はまだあると思います。先ほど説明がありましたように、登録有形文化財は、より多くの文化財を保存していく目的で平成8年に創設されました。述べられた国内で現在、建造物の登録有形文化財が9,250件だそうです。そのうちの半分は住宅だそうです。登録有形文化財として登録するには、建築経過年数が50年以上と言われます。先ほど説明にもありましたが、条件がほかにあるのでしょうかお尋ねいたします。

教育課長（赤池寛子君） 国の文化財登録制度では、建設後50年を経過した建造物であることのほかに、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの、再現することが容易でないもの、の3つの要件のいずれかに該当する建造物という規定がございます。

7番（味岡 恭君） 町内にも対象建築物が沢山あると思いますが、リストアップはしてあると思うのですが、現在、建築物で何棟ぐらいあるのかお尋ねいたします。

教育課長（赤池寛子君） 平成 27 年度から令和 5 年度にかけて、熊本県において、明治から昭和前期にかけて、伝統的な技法や様式で建てられた和風建築を対象とした、近代和風建築総合調査が実施されております。この調査の対象となった建築物が 68 件あり、築後 50 年以上経過した歴史的な建築物に該当すると考えております。ただし、この 68 件が全て登録文化財の対象となるものではないと考えております。

7 番（味岡 恭君） 先ほどちょっと言われましたけど、ちょっと重なるかもしれませんが、文化財に関する建築の調査はいつ頃から開始されたのかお尋ねいたします。

教育課長（赤池寛子君） 歴史的建築物に関する調査としては、近年において、町で実施したものとして、平成元年度に寺社、茅葺きの民家を対象としました、湯前町の保建築調査を実施しております。また、平成 27 年度から令和 5 年度まで、先ほど申しあげました、熊本県が実施しました、近代和風建築総合調査がございます。

7 番（味岡 恭君） 先ほども課長からも言いましたが、説明がありました、68 件検査対象がありましたということでしたが、全てが対象物とならないということで説明を受けました。調査がなされていれば、今後、地方登録制度の条文が決まれば、文化財になるような建築物はないのでしょうか。あるとすれば、現在何棟ぐらいあるのかお尋ねをいたします。

教育課長（赤池寛子君） 熊本県で実施されました、近代和風建築総合調査は、県内の近代和風建築の保存状態を早急に把握し、今後の保存活用のための基礎資料とすることを目的として行われております。この報告書により、湯前町からは 68 件がリストアップされております。調査指導委員会により、意匠、構造、地域性などの観点から、14 件が二次調査の対象となり、中でも価値が高いとされたもの 8 件で、図面作成や写真撮影など、詳細な調査をする、第三次調査の対象となりました。ただし、調査の目的が違うことから、そのまま国の登録文化財になるものではないと考えております。

7 番（味岡 恭君） 私も住宅を何棟か見せていただきました。古いものでは明治時代から大正時代です。数件は、私は、国の登録有形文化財に申請すべきだという、思う建物が何棟かありました。申請はですね、所有者からなっています。個人からの申請は難しいと思いますので、教育委員会が尋ねて説明して欲しいすれば、わかっていると思います。また建築物も有形文化財となると、多くの方が建築物に住まわれています。教育委員会として、審査のお願いに訪問されたことはあるんでしょうかお尋ねをいたします。

教育課長（赤池寛子君） 国の登録有形文化財の調査は行っておりませんので、申請のお願いはしておりません。

7 番（味岡 恭君） 私も思うのですが、下城の市房神宮里宮神社の本殿をはじめ、あそこには数棟あります。神社も昭和 9 年の建設だそうです。約 90 年経過しています。

原則の50年も経過しています。歴史的建築物でもあるし、諸条件も満足していると思いますが、国の登録有形文化財として適正だと思います。担当課として、今後どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

教育課長（赤池寛子君） 市房山神宮里宮は近代和風建築総合調査によりますと、昭和9年に建てられた建築物で、拝殿、本殿ともに大規模であり、昭和初期の県内を代表する社殿として、貴重な建築物であるとの評価を受けております。この建築物は、近代和風建築総合調査の第三次調査の対象となった建造物で登録有形文化財として、候補の1つであると考えております。今後は、所有者に登録の意向をお伺いしまして、この調査結果も踏まえながら、文化財保護委員会の中で十分検討を進めてまいりたいと思います。

7番（味岡 恭君） 先日、本人と会う機会があったものですから、そういう旨聞きましたら、本人はOKです。良いですねという返事をいただきました。それを頭に置いて、今後進めていただければと思います。それとこれは地方登録制度後になるかもしれませんが、古城のM家の住宅や上里のR家の住宅については現在居住はされていません。住んではおられません。建物は明治から大正にかけて建築されたものだと思います。諸条件も満足しているかと思います。国の登録制度とか文化財として申請の願いをされたらどうかと思いますが、お伺いされたとか、色々お尋ねされたことはないのでしょうかお尋ねします。

教育課長（赤池寛子君） 議員おっしゃいます建築物はおそらく、近代和風建築調査リストに記載がある建築物のことを言われていると思いますけれども、先ほど答弁したとおり、国への登録申請の願いはしたことはありません。

7番（味岡 恭君） また同じような質問になりますが、下村地区のN家の建築物は主屋を含め明治末期だそうです。現在は居住として使われていますので大変だと思いますが、しかし、病院棟は現在使われていません。文化財としての申請を教育委員会からお願いされたりはいかがでしょうかお尋ねします。

教育課長（赤池寛子君） 議員ご質問の建築物につきましても、申請の願いはしておりません。

7番（味岡 恭君） 今後、地方登録有形文化財のあれが、条文が、湯前ができれば、それも申請はできるんじゃないかと思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。今後ですね。

教育長（中村富人君） これまでの調査結果で価値が明らかになっている歴史的建築物については、指定や登録といった形で文化財として保存していくことは、文化的価値の向上に繋がり有効な手段だと考えます。また、指定や登録にならない場合でも、町の貴重な財産として、残していく必要があると考えております。今後は、県や専門家の協

力を仰ぎながら、また、文化財保護委員会での協議を深めながら、保存に努めていきたいと考えております。以上です。

7番(味岡 恭君) それとですね、文化財としてですね、残せないところは、写真やデータとして残していくべきではないかと思います。貴重な町の文化財です。ぜひ残していただきたいと思います。方法はほかにも色々あると思いますが、教育委員会としてどのような考えでおられるのか、再度教育長にお尋ねをします。

教育長(中村富人君) 今ほど図面や写真などでの記録を残すってということでのご指摘がございましたが、全くそのとおりでございます。これまで調査を行った資料等を活用し、保存に努めてまいりたいと思います。以上です。

7番(味岡 恭君) ここで町長にお尋ねします。町内にも国、県、町の指定文化財が45件あります。また、国の登録有形文化財が3件あります。教育長の質問と同じになりますが、今回の質問は建築に関してお尋ねしました。現在、調査対象にあがっているのが、建築物が68か所と聞きましたが、数件については文化財として保存を急ぐ必要があると思います。町長としてのお考えをお尋ねいたします。

町長(長谷和人君) これまで文化財を活用した地域づくり、それから観光資源として活用してまいったところでございます。この文化財につきましては、一旦滅失または毀損した場合には、非常に原状回復が不可能であると私も認識しております。先ほど教育長も答弁しておりますように、歴史的建築物につきましては、町の貴重な財産でございます。保存を急ぐ建築物等も含め、それらをどのような方法で保存していくのか。また広報となる建築物につきましては、より詳細な調査を行う必要があるというふうに思っております。ですので、文化財保護委員会の中で十分調査・協議を行っていただきながら、今後も重要な文化財資源や観光資源につきましては、活用していきたいというふうに私は思っている次第でございます。以上でございます。

7番(味岡 恭君) 再度町長に質問いたします。町長は数件の文化財を改修とされておりましたので、文化財への思いはわかりますが、先ほど言いましたように、数多くの文化財を保存していくことを目的に平成8年に登録制度が創設されました。現在、町内の建築物は、明導寺の本堂と湯前駅本舎が国の登録有形文化財です。先ほど教育長にお尋ねしましたが、今現在、町には地方登録制度の条文はありません。今後どのように考えておられるのかお尋ねします。また、古い建築物を残すことは、地域の歴史や文化を後世に伝えることや、資源の有効活用、また、観光資源として、地域の観光事業に活用するなど、多くの有効性があります。町長の今後の文化財の保護と登録に関する意欲を再度お尋ねをいたします。

町長(長谷和人君) 1点目は、条例の制定、地方登録制度という考えということだと思いますけども、教育長の答弁と重なるところがあるかもしれませんけども、文化財保

護委員会の意見をお聞きしながら、必要な場合につきましてはですね、条例の制定も含めて、検討はしていかなければならないというふうに思っております。それから、文化財の保存と登録に関する私の考えと言いますか、につきましては、先ほど答弁しましたように文化財は貴重な地域の観光資源であるということで、これも教育長が答弁しておりますように歴史的な建築物も指定や登録といった形で保存していくということも重要でございます。歴史的建築物は、町の貴重な財産、地域の宝であるというふうにも思っております。また加えまして、この文化財、先ほど味岡議員のほうからも質問と言いますか、お話の中にございましたように、この歴史物っていうのは、文化財っていうのは、かなりの事業費がかかるわけございまして、これにつきましても国県の交付金、補助制度を活用しながらですね、その対応をおかなくちゃいけないのかなというふうに思っておりますし、これもかなり復旧という時間も必要になってまいりますので、そういうところもですね、委員会のご意見をお聞きしながら、引き続き保存と活用に注力したいと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

7番（味岡 恭君） 各地域においてですね、やっぱり指定制度では対応しきれない多様な文化財を地方登録制度により、保存していくことが重要だと思います。今後の活動を期待して、私の文化財に関する一般質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、建築物の指定有形文化財及び登録有形文化財について、味岡議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、建築物の指定有形文化財及び登録有形文化財についての関連質問を終わります。

以上で味岡議員の質問を終わります。ここで昼食のため休憩いたします。

- - - - -
休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第6、一般質問の途中です。

一つ、潮ため池公園の活用について、椎葉議員の質問を許します。

5番（椎葉弘樹君） 5番議員の椎葉です。潮ため池公園の活用について一般質問を行います。

潮ため池公園は、平成15年度から16年度にかけて、熊本県農業農村整備事業で整備されました。町内で2番目に大きな公園であり、整備してから20年が経過しました。潮ため池公園と潮神社の活用は、地域資源の活用や観光振興、文化の継承における重要な

テーマであると考えております。令和4年度の総合戦略の検証では、地域資源の中でも潮湯のような、本町独自の売りをPRしたほうが良いとの意見が策定審議会から出されました。また、令和5年度のまちづくりアンケートでも潮神社の整備が行き届いていないとの指摘がありました。町内の皆様からも様々なご意見をいただいていたのですが、コロナ禍や自然災害、ほかのインフラ整備との兼ね合いから、これまで一般質問として取りあげる機会を見送っていたところです。しかし、令和7年4月18日、湯楽里の経営アドバイザーである黒澤様から、潮湯や潮神社の歴史的価値の活用について、ご相談を受けました。その歴史的背景を再評価し、湯楽里経営にも反映すべきという考えに強く共感しました。5月22日には、黒澤様をはじめ、野中田地区3名の区長、竹崎様、亀山様、尾崎様、そして、地元選出の田山議員と意見交換を行い、潮湯と潮神社の歴史的価値、周辺整備、今回の提案の方向性などについて情報を共有したところです。こうした背景を踏まえて、今こそ潮ため池公園の整備・活用について提案する好機と捉え、今回の一般質問を行うものです。

要旨の1、潮神社を町指定文化財とし、文化・観光資源として活用する考えはないかについてお尋ねします。潮神社は本町の観光スポットとして、複数の公的資料に記載されており、町勢要覧では、おっぱい神社としても紹介されています。第6期総合計画では、潮神社の認知度向上とリピーター増加が記載されていましたが、第7期では、記載がなくなりました。一方で湯楽里の中期経営計画では、潮湯、潮神社が会社の強みとしてあげられています。潮神社の祭神は、日向の国鶉戸神宮と同じ、神武天皇の父、鷓鴣草葺不合尊で、約600年前、室町時代頃に再興されています。江戸時代の球磨絵図にも描かれるなど歴史的背景も豊かです。この球磨絵図には、町指定文化財の普門寺と宝陀寺、国県指定の八勝寺、御大師堂、浄心寺が描かれています。この中で、文化財の指定を受けていないのは潮神社だけです。球磨絵図は、サイドブックスの参考資料にも示していますのでご覧ください。潮神社の近くには、旧石器時代の潮山遺跡、クノ原遺跡もあり、文化的な連続性も認められています。潮神社の創建年代は不明とありますが、鶉戸神宮や古代南九州の歴史から見ると、湯前町で一番古くからある祭神の可能性もあります。潮神社にちなんだ特産品は、潮おっぱい祭りが終了した今でも、おっぱい饅頭やおっぱいストラップなどがあります。球磨絵図にある6つの神社仏閣の中で、特産品があるのは、潮神社と浄心寺だけです。観光面では、じゃらんサイトの神社・お寺の5月おすすめランキングで潮神社と塞神社が本町の最上位でした。そこで、潮神社は、文化・観光資源としてどのように評価しているか担当課にお尋ねします。

教育課長（赤池寛子君） 文化資源としての評価についてですけれども、潮神社の沿革としましては、草創年代不詳、永享年中再興、以降何度か修理されております。現在、潮神社の社殿内に掲げられております。潮神社由来記によれば、現社殿の大体の骨組み

は、明治初期に建造されたもので、昭和 30 年に茅葺きから瓦葺きに改められたということであり、この記述が正しいとすれば、現社殿は明治以降のものであり、比較的新しい建造物ということになります。このため、文化価値を評価するためには、まず潮神社の専門的な調査を実施し、文化財としての価値などを整理する必要があると考えております。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 続いて観光資源としての評価でございますけれども、議員ご承知のとおり、潮神社、別名おっぱい神社と言われる神社で出産前後に乳房を型どったものを作って奉納すると母乳の出にご利益があると伝えられ、安産、子育ての神様と多くの方が参拝をされているところでございます。また潮神社の対岸には塞神社があり、潮神社は女性の神様、塞神社につきましては男性の神様ということで祭られており、両方合わせて参拝しますと、縁結び、夫婦円満、子孫繁栄にご利益があると言われております。また潮神社のすぐ脇には、潮井戸といわれる塩分を含んだ水の湧き出る井戸がありまして、先ほど議員言われましたとおり、宮崎県日南海岸と繋がっているという言い伝えがあっているところでございます。湯楽里温泉の泉源もですね、周辺にありまして 1,000 メートルから自噴する温泉は人吉球磨地方では珍しい潮湯となっているところでございます。このように観光資源を活用し、以前は商工会青年部が毎年春にですね、おっぱい祭りをグリーンパレス芝生広場で開催し、多くの方が来町された経緯もでございます。また町内の菓子店では、おっぱいにちなんだ商品を開発され、販売をされております。また先日行われました、生涯学習会開講式の記念講演では、中村教育長が山間地でなぜ潮湯が湧き出するのか、地質学の専門的知見からメカニズムを詳しく紹介され、湯楽里温泉の魅力を説明されたところでございます。今後は潮神社の歴史と湯楽里温泉潮湯のストーリー性をですね、観光資源に繋げればなと思っているところでございます。

5 番(椎葉弘樹君) 観光資源の面から見ますと、伊藤課長がおっしゃるとおり様々な評価がされるところでありますが、赤池教育課長からしますと、建物が明治以降のもので比較的新しいというところで調査が必要ではないかというところの見解でした。ただ、どの文化財もそうなんですけど、建物の改修とかを繰り返しながら、現在の形があるわけで、おそらくその明治時代以前にも元の建物があって、それを明治時代にもう改築したという形だとすると、歴史的な文化的な流れというのは、潮神社というのはあるのではないかと考えているところです。文化・観光資源として、評価されている潮神社ではあるんですが、その土地の所有者は菅原神社ということになっております。また、建物の所有が不明とあって、括弧野中田地区というふうになっています。このため、行政が潮神社へ関与することが政教分離の原則に抵触するのか確認させていただきます。

政教分離とは、政治と宗教の結びつきを切断し、政治が特定の宗教を支持したり、宗教団体が政治に介入したりすることを禁じる原則です。今回の一般質問の調査において、

潮神社を文化財として指定することは、政教分離の原則に抵触しないと考えています。その根拠を2つ示します。1つ目は、憲法上の政教分離の原則、第20条と第89条です。これは宗教施設を一切支援してはいけないという意味ではなく、宗教的目的での関与が禁止されているという意味です。あくまでも宗教的目的であることが政教分離のキーワードとなっております。2つ目は、文化財保護法の運用です。文化庁の見解としては、神社仏閣など宗教施設であっても、歴史的・文化的価値があれば、文化財指定は可能としています。現に宗教法人が管理している重要文化財や国宝に指定されている神社仏閣は全国に多数あります。

そこで、潮神社の文化財指定は政教分離に抵触するか、担当課の見解を確認します。

教育課長（赤池寛子君） 潮神社の文化財指定が政教分離に抵触するかという点ですが、先ほど議員おっしゃいましたとおり、憲法20条第3項では、宗教団体に特権を与えることは禁じられており、それから憲法89条でも、宗教上の組織や団体に公金を支出することは禁止されております。公権力が宗教性を帯びることなく、中立を保つため、政教分離の原則が定められておりますけれども、今回のご質問の文化財の指定に関しましては、その効果が宗教に対する援助・助長・促進または圧迫・過干渉になるような行為とは言い難く、宗教的な面ではなく、歴史的な面、特に建造物に着目したもので政教分離には抵触しないと考えております。

5番（椎葉弘樹君） 私もこの一般質問に取り組むまでは、神社仏閣への行政の支援というのは、政教分離に該当するのではないかと思っていたわけですが、今回の調査を踏まえて、これは、政教分離に当たらない面もあるんだなということを理解したところです。この政教分離に関する判例も複数あっておりまして、宗教法人の土地や建物であっても、歴史的・文化的価値が評価される場合、または特定の宗教を援助・促進する目的ではない場合は政教分離に違反しないと判断されているようです。そこで、潮神社が町指定文化財になる可能性について確認させていただきます。

湯前町文化財保護条例、第3条では、町にとって重要なものを文化財に指定できるとあります。文化財の選定基準においても、町の文化に密接な関係があるもののうち、歴史的価値が高いもの、これ歴史的価値というのはいろんな側面があると思うんですが、建物の新しい古い以外にも、その文化的な価値、歴史的な価値というのが評価されるべきと書いてあります。そこで潮神社は現行の選定基準において、文化財としてふさわしくない点はあるかについてお尋ねします。

教育課長（赤池寛子君） 湯前町では、先ほど議員おっしゃいましたように、文化財保護条例に基づきまして、文化財指定及び選定基準を定めており、潮神社は有形文化財の建造物に区分されます。有形文化財の建造物への指定の主な基準は、県の指定文化財に準ずるもの、町の文化に密接な関係があり、技術的に優秀で歴史的価値の高いもの、

江戸時代の代表的な寺社建築、明治以降の建造物で優れたものとなっております。潮神社が町指定文化財としてふさわしくない点があるかにつきましては、詳細な調査が行われていないため、文化財としてふさわしい・ふさわしくないと評価できる状況ではなく、指定基準と照らし合わせ、様々な調査と協議を行ったうえでしか判断できないと考えております。

5番（椎葉弘樹君） 先ほどの湯前町文化財指定及び選定基準は、昭和52年に制定されたもので、指定及び選定は、当分の間次の基準により行うということで、今赤池教育課長が言われたとおりの条件が当分の間次の基準により行うと定められています。ということは、昭和52年から当分の間とありますが、それ以降の見直しが行われていないところです。文化的な町にとって重要なものであれば、それも指定文化財にしていくという方向づけというのも、もし条例がふさわしくなくても、上手い具合に対応できるのではないかと考えておりますので、その時代に合った選定基準の見直していうのも考えていかなければならない課題かなとは思っているところです。ただ実際は、やはり詳細な調査が必要とは認識したところです。建造物を町指定文化財に指定するメリットを7つ紹介します。これらは文化庁や国交省、土地総合研究所、自治体の文化財活用計画などに基づいて示します。

1.保存修理の支援。補助金や技術支援を受けやすくなり、建物の修理や景観整備が進みます。

2.法的保護と価値の認容。文化財としての価値が広く認められます。

3.観光資源としての活用。観光客を呼び込み地域経済やまちづくりに貢献します。まちづくりや湯楽里の経営にも大きなメリットがあります。

4.教育研究への貢献、地域の歴史や文化を学ぶ教材となり、学校や社会教育にも役立ちます。先ほど伊藤課長からもご紹介がありましたとおり、町の生涯学習講座の開講式では、中村教育長から湯楽里温泉の潮湯は太古の海水温泉、化石海水型温泉であるとする講話がありました。潮湯と潮神社は潮で繋がる強い関係性があります。

5.地域の誇りと一体感。文化財を通じて、地域の歴史や文化への誇りが育まれ、住民の結束がより深まります。

6.学術研究の推進。建築技術や歴史の研究が進み、新たな知識の創出に繋がります。

7.文化の継承。現在は、野中田地区を中心に祭りや行事を通じて、地域文化を受け継いでいます。

以上、町指定文化財に指定しますと、様々なメリットが期待されます。潮神社は鶴戸神宮や野中田地区、湯楽里、商工会、町の観光などにも関連しており、重要な地域資源になる余地は大きいと考えます。潮神社の文化財指定により、観光パンフレットやネット上での広報も強化され、地域の誇りとして、歴史的な教訓を後世に残す基盤が整うも

のと確信しています。令和以降、町の文化財指定はないと思います。潮神社が初の指定となれば、現在の町政及び教育行政の新たな実績としても大きな意義があります。第7期総合計画の施策、未指定文化財の調査というものがあります。この中には、歴史文化基本構想を基に、より詳細な調査を行い、指定文化財にすべきものは、指定に向けた取り組みを進めるとあります。先ほど味岡議員からも関連の質問があったところですが、指定文化財に指定すべきものは、指定に向けた取り組みを進めるということで、ぜひ町の総合計画に基づいた施策の展開というのもやっていただきたいなと思っているところです。そこで最後に教育長と町長にお尋ねします。

潮神社を町の文化財に指定する考えはないかについてお尋ねします。

教育長（中村富人君） 潮神社を町の指定文化財についてのご質問でございました。このことにつきましては、先ほど教育課長が申しあげましたように、もう繰り返しますが、詳細の調査を待つというんでしょうか、町の文化財保護委員会のほうに諮問いたしまして、そこで協議して、それがまずは大事であろうと思います。ただ私も今質問の中です、文化財に対する、文化財指定に関する示唆、7つの視点を与えていただきまして、今日お聞きしながらですね、私も同感する部分がありました。先ほどの視点を与えてきましたが、そういう視点を基に文化財保護委員会で、いや現在どうかというふうに協議するものだと考えております。当然その時々においてその価値っていいですか、文化的な価値ってというのは変わってまいりますので、かつてと今と、また何年後かでは、その価値が違う。当然指定の問題もあるかと思いますが、現在考えていきますと、今までの先ほどのご質問の中で、色々内容を提案していただきましたが、十分文化財の指定に、十分そういう値するようなことではないかと思えます。そういうことで早急にといえますか、これ観光的なそういう取り組みもありますが、併せて文化財保護委員会のほうに諮問をするように進めていければと思います。またさらに付け加えますと、文化財も従来はもう保護っていうところはとても強かったんですが、近年は活用という面が出てまいりますので、そういう面も併せて、先ほど私が申しあげましたように、時代時代時々でのその価値ってというのは変わってくるというか、そういうことも併せて今後対応していければと思っております。以上です。

町長（長谷和人君） 教育長の答弁と重なるところもあろうかと思えますけども、様々な調査を行ったうえ、この湯前町文化財保護条例第3条3項にございます、規定がございますけども、文化財保護委員会の意見をお聞きしまして、判断をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

5番（椎葉弘樹君） 先ほど教育長から答弁がありましたとおり、やはり保存だけではなく、活用についても重要な視点だと思っておりますので、ぜひそういう視点もですね盛り込んでいただきながら、文化財保護委員会のほうにも諮問をしていただきたいと

思いますし、建物の明治以降の建物であります、それ以前にももしかしたらあったかもしれないという可能性も含めながら、そして、湯楽里の経営等への関連性も含めながら、積極的な活用を期待しています。

続きまして、要旨の2、潮ため池公園を整備し、快適で利用しやすい公園施設にする考えはないかについてお尋ねします。ここで参考資料の2をご覧ください。潮神社の建物は外壁や床下などの劣化が進んでいます。塞神社側にある東屋は、ほとんど利用されていません。その先には、立ち入り禁止の看板があります。池の展望デッキ2か所はいずれも破損して危険な状態です。案内板は複数箇所劣化しています。潮神社近くの未使用トイレは、景観を損ねています。塞神社の左側にある、大山神の鳥居がなくなっています。案内看板は汚れています。また、親子水車、湿地植物園、トンボ池などは現在ありません。鳥居をくぐった右側に未使用の街灯があります。木製の手すりや防護柵が複数箇所破損しています。階段も利用困難な箇所があります。このように、公園施設が利用しにくくなっており、安全性も危惧されます。

そこで、潮ため池公園の現状は、整備が行き届いているかについてお尋ねします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 潮公園の整備につきましてまず報告をさせていただきます。椎葉議員15年、16年ということで県営事業で確かに整備をしておりますけれども、その前に平成5年にですね、町が事業主体となりまして、農林水産省所管のですね、補助事業を使いまして整備を行っております。これについて、今資料に載っております街灯とかを整備されたものと思っておりますのでございます。15年、16年度の県営事業によって、遊歩道やトイレなどの整備の経緯があるということでございます。そのあと、草刈など一般的管理は行っておりましたが、整備から時間も経過し、遊歩道に設置した木柵は腐食しております。境内横の展望デッキについてもご指摘のとおり、劣化が激しく、看板等も汚れているところもあるというのは承知をしているところでございます。整備が行き届いているかということにつきましては、今のところ整備が行き届いていないのではないかとということで回答をさせていただきたいと思っております。

5番（椎葉弘樹君） 湯楽里の経営アドバイザーからも、コテージ側から潮神社への遊歩道や参考資料で示す内容の不備などが指摘されています。そこで、潮ため池公園は現状維持もしくは整備が必要、いずれの認識であるかについて担当課にお尋ねします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） まず公園の現状が現状維持なのか整備が必要かということでございますけれども、先ほど観光資源の評価等を申し上げましたけれども、今後湯楽里を中心とするグリーンパレス公園一帯と潮公園を含めたエリアを観光資源ということで考えますと、魅力アップを図るうえでは、整備が必要ということで考えております。

5番（椎葉弘樹君） 現状については誰が見てもこれは整備が必要なんじゃないかと感じます。この整備の第一段階として、まず、安全対策を最優先に実施していただきたいなと思います。次に関係者などの意見を踏まえながら、老朽化した施設の改修や撤去、こういったところを進めていかれるといいのかなと考えています。特に新しいものを、箱物を作るということは考えておりません、なるべくお金をかけずに、今の整備を進めていただきたいというところが思いとしてあります。周囲がJ Tの森で囲まれていますので、そしてかつ、山の神が祭られていることから、林業事業体と連携すれば、その木材を利用した、上手い今の再整備をできる可能性はあると思います。そこはですね、整備のやり方なので、1つの方法として、お伝えしたいと思います。財源としては、町単独予算のほかに国県の補助事業、ふるさと創生基金や公共施設等整備基金などの活用が考えられます。これは参考資料の3、最後のページに活用できそうな補助事業を私の視点で載せておりますので、これはあくまでも参考として見ていただきたいと思います。そこで最後に町長にお尋ねします。

潮ため池公園の整備をどのように進めていく考えかについてお尋ねします。

町長（長谷和人君） 潮ため池の公園の整備につきましては、先ほど課長が答弁しておりますように、平成5年それから平成15年、16年に整備を行っておりまして、かなり経年劣化が進んでいるということで、ご指摘の木柵などの腐食が進んでいるということで認識したところでございました。場所によってはですね、この腐食している、ご指摘の腐食している箇所について、除去を行う必要があるという言葉、危険が伴うということもございますので、地元の区長様と協議をさせていただき、また湯楽里とも現地調査を行いまして、連携して整備ができないか、また先ほど資料のほうも、参考資料を見せていただきましたので、補助金等の活用ができないか、そんなことも検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

5番（椎葉弘樹君） 先ほど整備の第一段階ということで、危険の箇所の整備っていうのを言ったんですが、こちらについては、できればもう早い段階から着手していただけないかなと思うんですが、町長いかがでしょうか。

町長（長谷和人君） 木柵等のお話だろうと思いますので、ここも先ほど言いました、場所をしっかりと確認させていただきまして、1つの方法として、林業事業体というふうなお話もございましたので、財源が必要となってまいりますので、そこら辺をしっかりとちょっと確認させていただきまして、予算付けを行うというふうな方向でまいりたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

5番（椎葉弘樹君） 安全対策は最優先ということで申し上げましたので、ぜひこの点はしっかりと認識していただいて、そして、利用者にとって快適で利用しやすい公園施設にしていきたいと思います。

続きまして、要旨3、潮ため池公園の運用管理方法を明確にし、湯楽里や周辺施設との相乗効果で誘客を促進する考えはないかについてお尋ねします。かつての湯前潮おっぱい祭りは、平成18年度から令和元年度まで開催され、潮ため池公園にも多くの方が訪れました。また、湯楽里の毎年度の事業計画には、潮湯によるブランド作りが示されているところです。現在野中田地区では、春と秋の彼岸や霊祭の際に、潮神社周辺の清掃活動が行われています。また、商工会では、月1回の塞神社の清掃、湯楽里では、年2～3回の除草作業が行われているようです。しかし、参考資料2に示すように公園全体では次のような問題点が見受けられます。公園内には草木が茂り、景観が悪化している箇所が複数あります。場所によっては遊歩道に雑草が生い茂り、通行に支障をきたしています。つつじや桜、藤などの植物が手入れされず放置されています。木製ベンチは草むらに埋もれ使いにくくなっています。潮井戸は泥や落ち葉が堆積し、淀んでいます。そこで潮ため池公園の自然環境は、現在の管理体制で十分維持できているかについて担当課にお尋ねします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） ため池公園の管理体制のご質問でございますけれども、周辺の草刈などについては、議員ご承知のとおり、地区による春、秋の彼岸の清掃活動のほかに湯楽里側で年2回、また農業用ため池ということでございまして水利者であります溝組合の方が、おそらく年1回だと思っておりますけれども除草作業を行っていただいているというところで認識をしているところでございます。しかし、農業用ため池以外ですね、遊歩道や神社東側に位置する、湿地植物園などを含めました公園がですね、先ほど椎葉議員も言われたとおり、公園が非常に敷地が広いという部分がございまして、地域住民などで行われている除草作業だけでは、ちょっと管理ができてないのかなというところで思っているところでございます。

5番（椎葉弘樹君） それを踏まえまして、管理のルールについてお尋ねしたいと思います。本町には、7つの公園があります。そのうち、グリーンパレス公園、湯前駅前公園、湯前町農村公園、これは買元地区、落鶴地区には設置や管理を定めた条例があります。一方で、潮ため池公園や大師公園、ときの公園には設置や管理に関する条例がありません。そこで担当課にお尋ねします。潮ため池公園について、設置や管理を定めた条例が制定されていない理由について確認したいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 条例が制定されない理由ということでございますけれども、ため池については、先ほど答弁しましたけれど、農業用水を確保する観点から整備が行われたと認識しております。町は水利利用者である溝組合に管理をお願いしております。一方遊歩道や公園については、水辺空間を活用し、地域住民の拠り所として公園化がなされ、併せてホタルやトンボなどの小動物の住み家として湿地植物園も整備されたものだと認識しております。公園には地区や団体が所有する建物と溝組合に

管理をお願いしているため池など、また東屋やベンチ遊歩道など公園が複合的に整備されたため、施設として様々な理由から条例制定がなされてなかったのではないかと推測するところでございます。

5番（椎葉弘樹君） この潮ため池公園については、管理団体が複数あって、その影響もあって、条例を作っていないという事は理解しました。ただこの条例がないままですと、誰に管理責任があるのか曖昧になってきます。そこでですね、町長にお尋ねしますが、潮ため池公園についても、設置や管理を定めた条例を制定する考えはないのかについてお尋ねします。

町長（長谷和人君） 条例を制定する考えはないかというご質問でございますけども、通称公園と言われている公園がですね、町内には先ほど椎葉議員のほうからございましたけど、潮公園のほかに御大師堂、それから時の公園、それから駅前広場があるところでございます。その公園との整合性をどのように捉えるのか、整理が必要ではないかというふうに考えておるところでございます。議員が言われるとおり、条例の制定を否定するわけではございませんけども、条例を制定することによりまして、施設の管理の方法、それからエリア区分、これらの利用などの利用の制限を定めることによってですね、利用者に利便が損なわれないようなことも慎重に考えねばならないというふうに思っているところでございますので、もう少しこら辺のですね、条例の制定につきましては幾分か研究する必要があるのではないかなというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

5番（椎葉弘樹君） この潮ため池公園には、その環境面の整備だけではなくて、運用面の管理、これについても体制を確立して見直しが必要だと考えております。グリーンパレス公園は現在、湯楽里が指定管理者として運営しており、一定の管理水準が保たれているところです。潮ため池公園も同様に指定管理者制度の導入により、継続的で質の高い運用管理が可能になると考えます。潮ため池公園は地理的にもグリーンパレス公園と近接しており、一体的な運用管理がしやすい環境にあります。指定管理者による運用が実現できれば、次のような展開も期待できます。グリーンパレス公園と同様な情報発信やイベント開催による誘客効果。潮ブランドの商品やグッズの販売。観光ルート化。文化財スポットの周遊マップ化。滞在時間の延長と地域経済への波及効果などです。要は、運用、先ほどの文化財の指定のところも出てきたんですけども、どのように運用していくかということも非常に重要ではないかと考えているところです。第7期総合計画の施策、観光資源の創出がありますが、そこでは、歴史ある文化財や漫画関連施設を活用した周遊ルートの構築。商品の開発。プロモーション活動などを強化して、ブランド力を高め、新たな観光客の獲得を図りますとあります。潮ため池公園は、町民にとって憩いの場であると同時に観光資源としての可能性も大いに秘めています。例えば、ゴ

ールデンウィークにおける、じゃらんサイトの公園おすすめランキングというのがあるんですが、ここで本町の公園は1つも出てきませんでした。他町村の公園は沢山出てくるんですが、本町のグリーンパレス公園さえも出てきてない状況でありました。しかし、指定管理者が運用することで、宣伝広告などの強化が図れると考えております。さらに潮ため池公園内には、大山の神を含む3つの神様が祭られており、全国的にも珍しい構成を活かした取り組みも期待できます。最後の質問で町長にお尋ねします。

潮ため池公園の運用管理を民間主導による指定管理者制度で行う考えはないか。そして、それ以外の部分については、それぞれの団体で今までどおり、保守作業といいますが、清掃活動等を行っていくということで、まずは全体を指定管理者制度の考えはないかについてお尋ねします。

町長（長谷和人君） 民間主導による指定管理者制度で潮ため池の管理ができないかというご質問でございますけども、今までもですね、先ほど課長答弁しておりますけども、湯楽里のほうで定期的に除草作業も行った経緯もございます。それから椎葉議員おっしゃるようにこの潮ため池公園、観光資源の魅力アップの1つのアイテムだというふうに思っておりますので、このアイテムの魅力アップを図るためにも、民間の活力を検討するというのも大事だというふうに私も思っております。先ほどちょっと申し上げているんですけど、まずはどこまでですね、管理エリア、区域とするのか、これらの現状等も十分把握して、やはり地元区長さんの思いとか、それから湯楽里の考え方など、関係者の意見を聞きながらですね、また加えて潮神社や湯楽里、それからグリーンパレス公園やため池公園がですね、より一層観光資源の魅力アップに繋がるのか、そこら辺も十分協議しながらですね、この公園の管理においてはですね、対応していかなくちゃいけないのかなというふうに思っている次第でございます。以上でございます。

5番（椎葉弘樹君） 今グリーンパレス公園のほうは、地域おこし協力隊の方などの協力もあって、すごく活用が促進されていると認識しております。同じように、この潮ため池公園も管理ができれば、もっともっと活用に向けての運用ができると思っておりますので、ぜひこの魅力ある観光資源として誘客を促進していただきたいと思っております。

結びになります。潮山一帯は、湯楽里やグリーンパレス公園、潮ため池公園、JTの森など、多くの魅力ある拠点が詰まっています。古代遺跡や潮神社の歴史をたどれば、この潮山一帯が湯前町の原点、ルーツともいえる場所なのかもしれません。湯楽里の経営アドバイザーからのご提案や教育長による潮湯の講話は、地域資源を活かす絶好の機会だと捉えています。今こそ、公民連携による潮山一帯の魅力アップや潮ブランドの復興に取り組むべきだと考えています。中でも潮ため池公園と潮神社は、文化財や地域資源として大きな可能性を秘めていますので、施設整備や運用管理方法の見直しも含めて、前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、潮ため池公園の活用について、椎葉議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

3番（遠坂道太君） 潮公園の椎葉議員のほうもですね、これの整備をということで、一般質問されましたけども、私も湯前町の土地の有効利用、町の財産の有効、土地の有効利用ということで、1回取り上げたことはございます。その中で、この潮、今現在の公園の周辺におきましては、縄文時代の遺跡が相当発掘されているということでございますし、また住居跡もですね、相当出とったわけです。それも1回道路ができた瞬間に埋め戻しということで、今現在はそういうような処理をしてあるようなことでございます。だからそういった歴史的な部分、そして潮神社もですね、これも調べれば相当いつできたかってのものはっきりするんじゃないかならうかと思えます。そういう辺の文献ってのはあるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

休憩 午後1時50分

再開 午後1時53分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

教育課長（赤池寛子君） 議員ご質問についてですけれども、古いものでありますと球磨郡の神社についてまとめた文献がございまして、麻郡神社私考というものが江戸時代ぐらいに記されたものが残っております。それから潮山とクノ原遺跡の発掘調査報告書が県からの報告書が平成初期頃にまとめたものがございます。

4番（遠坂道太君） ありがとうございます。やはり江戸時代ぐらいから特に上溝関係の溝につきましては、最初はこの潮のため池から引かれたような形というのは私は、うちの祖父から聞いたような形を覚えております。そういう関係で昔からあったっじゃないかならうかということでございますし、またこういうため池のこういう地図を見ますと、トンボ池とか、色々で作られたようでございますけども、やはり教育の場としてもなかで、やはり湯前の場所の場合子どもがいろんな体験をする場、子どもが活かせる場というのが非常に少ないんじゃないかならうかというふうに思っておるところでございますので、やはり、特に今後町長にお伺いしたいのですが、教育の一環として、ここにトンボの池とかそういうのはあるわけですね、その利活用はどうされるかお聞きしたいと思います。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため休憩します。

休憩 午後 1 時 5 5 分

再開 午後 1 時 5 6 分

- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

町長（長谷和人君） 今の関連質問の中で、潮ため池の中のトンボや湿地帯に関して、子どもの学習の場に使えるかという話でございましたので、分野は教育課でございますので、教育長のほうに、教育のほうに答弁させますけども、学術的にそういうふうなものが確立化しておればですね、当然私としては、共同教育の中で一貫としては活用してもいいのではないかなというふうに思っています。詳しくは教育課のほうに答弁させます。申し訳ございません。

教育長（中村富人君） たまたま私理科の教員でしたので、ため池等々に色々に関連しておりますので、人吉球磨の地域のことについて申し上げたいと思います。人吉周辺とかですね、そういう相良付近にはため池が大きなため池がございます。活用どうかと言いますと、なかなか実質教育の面での活用はございません。一番ありますのは、相良村の役場の下にあります、ため池、それに繋がる湿地帯がございます。そこはトンボの発生があつたりしながら、また子どもたちがそこに行って活動するっていうのがございます。あとはなかなかないようです。湯前町のため池等にするとですね、あそこは釣り客もいらっしゃいますですね、釣り客の方もおられましたし、池そのものはちょっと湿地帯じゃないので、池が深いのですよね、なかなか活用は難しいのかな、ちょっと湿地帯という子どもが入るぐらいのそういうのが続いているところであれば、沼地的なものであれば、トンボの幼虫だとか或いはメダカだとかですね、相良村の湿地帯の活用みたいなことができるかと思えます。むしろ私は潮ため池よりも、もう 1 つの大きな、蓑谷ため池のほうがですね、あそこ水も綺麗だし、昆虫もおりますし、行くならばそちらのほうがどうかっていうのは、これ感想でございます。NO というわけではございませんが、一応教育実践に携わったものからの感想です。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、潮ため池公園の活用についての関連質問を終わります。

以上で椎葉議員の質問を終わります。

本日予定された質問が全て終わりました。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。

委員会調査のため、明日6月12日の1日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。

したがって、明日6月12日の1日間を休会とすることに決定しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。

ただいま、一般質問の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、6月13日、午前10時に開きます。

議事は、一般質問、議案審議を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

- - - - -

延会 午後2時00分

第 2 号

6 月 13 日 (金)

令和7年第6回湯前町議会定例会

〔第2号〕

令和7年6月13日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 一般質問

2. 応招議員

1番 田山幸平	2番 吉田精二
3番 西靖邦	4番 遠坂道太
5番 椎葉弘樹	6番 森山宏
7番 味岡恭	8番 倉本豊
9番 山下力	10番 金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	長	中	村	富	人	総	務	長	西	村	洋	一
育	長	黒	木	博	行	保	健	長	佐	藤	由	美
税	長	高	木	堅	介	企	画	長	伊	藤	賢	一
務	長	赤	池	寛	子	農	林	長	浅	田	徹	
町						振	興	兼				
民						農	業	農				
課						委	員	會				
長						事	務	局				
水						長						
道												
課												
長												
教												
育												
課												
長												

開議 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和6年第6回湯前町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問

議長（金子光喜君） 日程第1、「一般質問」を行います。

本日は、遠坂議員、西議員の2名を予定しております。

一つ、次世代につなぐ持続可能な農業について、遠坂議員の質問を許します。

4番（遠坂道太君） 改めましておはようございます。4番議員の遠坂です。通告書にしたがい一般質問を行います。

一つ、次世代につなぐ持続可能な農業について伺います。今後、農業従事者は20年で高齢者がリタイア後、基幹的農業従事者数は、現在の約15パーセントまで激減します。認定農業者、農業者全体が激減する中においても、一定数を保っており、効果的な安定的な農業経営を目指す認定農業者等が農地と、農業生産基盤の維持や食料供給の重要な役割を担っています。今後の法人経営は、利用する形態の農地等の受け皿として、経営の多角化、複合化や食品産業と連携を取り組みやすい特徴を生かした食料生産供給において重要な役割を担うことを求められています。一方では、農業法人の、財務や収益性の経営基盤は、他産業と比べ脆弱で、また、雇用労働力の確保が課題となります。農業分野で活躍する外国人労働者が増加していますが、安定的な確保のために、環境整備が必要です。生産年齢人口が減少する状況の中で、今後、かつての主たる農業者層のような、今日で若い就農者を確保することは困難です。以上のような状況を踏まえ、施策を考えることが必要であるため、町単独補助事業を令和5年度より施行され、本年度で3年目となっております。要旨1の、今後町の単独補助事業を見直す考えはあるかについて伺います。初めに、農業、畜産関係の町単独補助金について、令和5年度から令和7年度までの事業ごとに伺います。

農林振興課長（浅田 徹君） おはようございます。遠坂議員の農業関係の補助金のご質問というところでお答えさせていただきます。町の単独補助金ということでしたが、先にも先にちょっと、全体の補助金の話、それから年度につきましても、ちょっとずれが生じますけども、ご了承いただければと思います。まず国県補助事業含めましての農業関係補助金ということですが、平成27年度が6,250万円。平成28年これが8,200万円。平成29年から令和元年度が9,000万円台で推移しております。それから令和2年から6年度まで、ご承知のとおり新型コロナ対策、それから物価燃油高騰

対策等の臨時的交付金事業があり、1億円を超える状況になっております。令和4年度が、過去最多の1億4,800万円となっておりまして、令和7年度の当初予算も含め、11か年の平均で約1億円の農業関係補助金となっております。次に町単独の補助金ですが、ちょっと1年前になるんですが、令和4年度が12事業6,499万2,000円。これは国の臨時交付金等事業が含まれますので、実質的な町の単独事業としては約3,300万円。令和5年度が11事業、1,967万4,000円。令和6年度で13事業、1,448万4,000円。令和7年度、これ当初予算ベースとなりますが12の事業1,716万円となっております。

4番(遠坂道太君) 単独事業の中でのパンフを作ったやつがございましたでしょう。果樹からいくつか10ほど、関しての、一番農業者に対しての説明ができるやつ、パンフのですね、事業について、詳しく聞きたいなということで、金額実績等を聞きたいなと思って一応質問したところでございますけれども。まず果樹でしょ。令和5年度は私が調べた中でまず、5年度が122万3,000円と。それ6年度がまだはっきりわからなかったもんですからその辺をお聞きしたいと。鳥獣被害防止柵のほうもですね、これは5年度は0、6年度はわかっておりません。それから作物規模拡大、これは5年度が1万4,000円。農耕車資格が3万6,000円。農業研修補助金これは、これもわかっておりません。中心経営体これは認定農業者で708万7,000円。それから、その他の経営体が63万4,000円。それから農業施設等導入資金、これが、これもわかるとる。5年度はなかったようですね。農業法人化も5年度はなかったようです。それから、農業雇用支援は、今年度が1万8,600円。後継者関係ですね、とか全体的に含めてみますと、人材の関係とか後継者とか新規就農でございます。あと畜産関係では、ヘルパーが61万2,100円とか、畜産経営継続補助金が152万1,000円とかございました。そういう形の中でちょっと詳しい中身を、金額を聞きたいなというな形であったわけですがけれども。それであれば、トータルでですね、先ほども浅田課長からの話もありましたように、年々若干出てる数字ってのは、そんなにも実績が大きい方じゃないかな。毎年10パーセント近く減ってきてるような感じも受けているところがございますので、それよりも、まずあの、この事業をですね、町の単独事業で農業畜産の中で取り組んだ中での、成果について、一番問題な数字よりも、成果の方を聞きたいと思っておりますがその分、それの方よろしく願います。

農林振興課長(浅田 徹君) 事業の成果ということでございますけどもお答えさせていただきます。まず国県補助も含めた成果ということで、お答えさせていただきます。最初の新規就農者ですけども、令和に入りまして令和元年度2名、2年度に2名、3年度が3名、4年度が3名という、この時期ちょっと多くてですね、合計10名となっております。次に農業機械、それから施設関係でございますけども、令和2年度から6年度までの直近5か年間ということで補助件数が33件です。内容につきましてはトラク

ターが11台。ハローが4台。田植え機が5台。コンバインが3台、ロールベアラーなどの飼料作関係が5台。施設関係になりますけども令和6年度に攻めの園芸事業、取り組んでおまして、ハウスが4か所。それから牛舎が1か所となっております。これらの取り組みによりまして農業者の方のですね経営規模の拡大、生産性の向上、農家所得の向上などに繋がっているものと考えております。次に農地の保全という分野でございますけども、国県の中山間地域等直接支払交付金事業、こちらが26集落、382.64ヘクタールです。町単独の湯前版中山間地直接支払いにおきましては、5集落の54.3ヘクタール。それから多面的機能支払交付金事業、こちらが436.63ヘクタールが事業対象となっておりますところでございます。これらの事業を通じまして、農業の多面的機能の発揮、それから耕作放棄の防止に繋がります、継続的な農業が営まれているものと、まず考えております。

4番(遠坂道太君) これ今課長から数字的なデータから来たような形のような成果というような形が1つじゃないかというふうに私は把握はするんですけども。もう先ほど言われたように新規就農者関係で、例えば4年度まではトータルで10名ほどいらっしゃるといってございまして。5年度からはどうだったんであるのかその辺につきましてお伺いしたい。

農林振興課長(浅田 徹君) はい。新規就農者につきましては、令和5年度以降はおられないということになります。ご承知と存じますが今農業関係のですね、地域おこし協力隊が2名。これが増加分と認識しております。

4番(遠坂道太君) はい。今5年度からは0という形です、今公社の方で2人ほど、公社のほうでやってもらっているということでございますけども、このお2人の方も、将来的に、湯前で農業されるような意思はあるのかそれについてお聞きしたことがあるでしょうか。それについてお伺いします。

農林振興課長(浅田 徹君) 地域おこし協力隊の2名の方ですけども、お1人はもともと農業分野のところに着任いただいたところでございます。もうひとつの方がですねもともとは教育スポーツ分野でこられましたけども、面接当時から最終的には、就農して、湯前に定住したいというご意向がありましたので、期待をしているところでございます。今朝ですね、農業公社の方で田植えをしまして、協力隊の方で田植え機も乗ったということでございます。

4番(遠坂道太君) はい。今、残っていただけるということであれば非常にですね、今から期待されるというふうには思っているところであります。事業関係についても考慮して、1つ1つ見たら、できたもの、できなかったものというのを判断はできるというふうに思うわけでございます。3年間ということ今年7年度で、最終的な、今まで、R5年度に作り上げた事業の締めが、今度7年度の事業の形の最終判断というふうにな

ると思います。そこで町全体の単独補助金の総額も令和4年度につきまして、全体で1億1,192万5,000円とありました。令和6年度は9,700万円と見直しをされております。これ全体としてお聞きしたいんですけども、今後町として町単独補助金をですね、どのように見直していくか全体的な考え方の、方針を総務課長のほうにお願いしたいと思っております。

総務課長（西村洋一君） 町の単独事業につきましての、見直しの考え方についてご説明を申し上げます。町では補助金の見直し方針を定めておりまして、今後もそれのっとして、見直しを行いたいと考えております。具体的に申し上げますと、事業の目的や効果を、定期的に検証するために、新設する補助金につきましては、原則として、補助期間を終わりを定めまして、また既存の補助金についても、評価見直しサイクルに合わせて、補助期間終わりを、原則として3年として3年以内と定めております。また、検証作業は担当課が行いまして、見直しが必要と判断した場合には、町長と協議を行い、執行部の方針を定めることにしております。なお最終的には予算が絡んでまいりますので、議会全員協議会で議員の皆様にも、ご意見をいただいた上で最終的な見直しを決定し、議会審議を経ての決定となるというところでございます。以上です。

4番（遠坂道太君） はい。課長今、町全体の補助金、町の単独補助金の見直しの方針、結果ですねそういうあたりについて説明いただきました。大体事業の先ほど言われましたように、事業の検証というのは、各担当課で行うということでございますけども。その中で見ますと、基本的な視点から見ると、やはり公益性、公平性、有効性の検証が判断されるというふうに私も思っているところでございます。その中でやはり、今後ですね、現在町の単独補助事業、農業、畜産関係につきましてですね、今現在ですね見直す点があるのであれば、どのようなふうな方向で見直していくのかその辺について、担当課の方の回答を聞きたいと思っております。

農林振興課長（浅田 徹君） 農業関係の町単独の補助金の見直しということにつきましてお答えさせていただきます。まず令和元年度にですね、湯前町農業振興検討委員会設置条例を制定しまして、これは担い手農家さん、それから新規就農者、農業後継者、それから、JA関係者、農業委員会等々、8名の方が委員になっておられますけども、まず補助金のあり方につきましては、この検討委員会の中で、3年ごとに議論をして、意見をいただいた中で、決定しているところでございます。本年では7年度が見直しの年となることから、令和8年から10年度までの3か年事業の方向性を決定することとなります。事業の実績、それから成果等をかんがみながら次期へつなげていくと、流れになります。またこの検討委員会ですら協議をもとに、令和4年度末に第1期湯前町農業振興プラン、こちらを策定しておりまして、農業振興施策の羅針盤としてということでございます。

4番(遠坂道太君) 今、課長から見直すやり方について、今後ですねやり方について説明を受けた訳であるんですけども、実績を伴った形と、事業の1つの流れといった形での見直しと、そして今後必要なものがあればというような形の審議じゃないかなというふうに私は思うわけでございますけれども。3年間事業取り組んだ、見直すとすればですね成果があった事業は、私はもっと手厚くしてもいい事業じゃないかというふうに思うわけです。なかった事業は取り上げるというふうになるんですが、現在は成果は出てなくても、数年後に何か結果が出るといった事業もあるんじゃないかなというふうに私思います。その中で今取り組んでる中でも、ある程度の検証をですね、将来的な検証も見ながら、取り組んで欲しいなというふうに思うわけでございます。私としてもですね、見直すのであればこういうふうに見直しただけであればという点を幾つかちょっと作っております。それを、ご披露させていただきたいと思えます。鳥獣の防護柵の事業ですけども、これ中山間地と、多面的の協定農地以外というふうになっておりますけれども。こうしますと中山間地であるところは中山間地でしてくださいとか、いうふうになるわけですね。農振以外ということで、これもまとまらないとできないかもしれませんが、この中身をですね、町内農地というふうな対応という形で、制約をゆるめて対応されると、非常に困ってる農家の方も、非常に使える、いいんじゃないかなというふうに、私は考えてるところでございます。それからもう1つですね。特に新規の就農される。1つは、よそから来て、農業をしたいなという人たちが、おられるかもしれませんが。そういったとき、どこも一緒なんですけど、当初はどうしても農業機械等に経費がかかるわけでございます。そういった形の中の経費を、負担を抑えるために支援策を考えるか。そして、農地においても、農地に適した農地ですね、紹介も考えてあげると。そういった形の、やはり今後も新規に取り組んでいただける。言ったら、1つ前もっての準備の段階で、していただけたところで準備されると、来やすいと。というのが1つの今の僕は、いろんなところ見ますと、人が寄ってくるようなふうに思っているところでございます。それともう1点はですね、前も、私もずっと言っておりますけども、今、農家が一番困っている点。何かなど。いうこともあるわけですね。今これだけ農業資材の高騰がすると農業も、やはり作物作るうにも作れないと。そして、肥料の部分もですね、倍です。2倍ですね。2倍だったら、大体生産経費の中の、大体肥料経費っていうのは、15パーセントぐらい。それは農業経営の中での1つのプランで私たちも計算をしながら、作ってきたところなんですけども、それを30パーセント、40パーセントぐらいが肥料の価格になっております。そういった形で、やはり基幹となる作物も町もあるわけですね。そういった形で販売目的した農家に対しての、肥料の支援とか、肥料に幾らかの支援をすとか、そういう形も考えて欲しいというふうに思いますし、またこれも畜産は前々から言っておりますように、2年ぐらい前まででえさの

対応は終わっておりますので、よければまたある程度まで続けて、安定するまで続けて欲しいというのが1つ。それとちょっと私が言いますように、やはり1つのただいまうちの公社等もあるわけですよ。そういった形の中で、今畜産農家が一番困ってるのは、粗飼料をどうにかしたいという形が多いわけでございます。そういった中での、そ粗飼料をつくれるような取り組みをですね1つの支援策を、考えていただければというふうに思っております。そういった形の中で、今私が言った中をある程度今後の中で取り組んで、の事業として、していっていければというふうに思います。今言いましたように、農業に取り組みたいと思っている就農者が取り組みやすい支援策、これが必要じゃないかと思えます。また、今後湯前町の農業を守るためには、議会、執行部、関係機関とともに知恵を出し、農業者さっき言ってることを、取り組んでいくことが必要だと思えます。町単独の補助事業でありますので、財源も一般財源となります。単独の持ち出しでもあるし、今後、補助金による経済効果等の検証を行い、よりよい町単独補助事業等のですね、施策になるようですね期待をしたいと思います。次の質問に移ります。

要旨の2の農地集積率を上げるため、どのような取り組みを行っているのかについて伺います。この質問は農地集積については、何度か伺っておりますが、集積率を上げるための取り組みについては伺っておりません。まず、農地の集積とは、普通の分野で農地をまとめて、より効果的に利用するための取り組みです。具体的に農地を借り受けることで、農地面積を拡大したり、農地の利用権を交換して、分散を解消したりします。色々とする目的、集積の目的とかですね、いろいろとあるわけでございます。その中でやはり、取り組んでいって、いかなければいけないっていうか、あるわけでございますけども。そこで執行部にお尋ねをしたいっていうのは、熊本県、人吉球磨管内、町内の5か年の農地の集積についてですねまず伺いたいと思えます。

農林振興課長（浅田 徹君） 農地の集積率の5か年間の推移ということで、お答えいたします。まず熊本県全体になりますけども、令和6年3月末時点で54.3パーセントとなっております。令和5年度の47.6パーセントから、5年間で6.7パーセントの増加となっております。次に人吉球磨管内、湯前町の集積率につきましては、令和6年度に各市町村が策定しております地域計画ですね、この数値をもとにしてお答えいたします。人吉球磨管内の集積率が57.9パーセントです。これは令和2年度の49.8パーセントから4年間で8.1パーセント増加をしておるところでございます。次に湯前町ですが、区域内の農用地面積が492.4ヘクタール。このうち380.6ヘクタールが現状の集積面積で、率でいきますと77.3パーセントとなっております。

4番（遠坂道太君） 今、湯前町の令和6年度の結果ということでよろしいでしょうか。77.3パーセントということで、5年度に比べれば非常にアップしてると。5年度が担い手にしたら60.4パーセントという、私調べたんですけども、そうするともう非常に17.1

パーセントほどアップをしてるというふうになってるようでございます。その中でやはり今回のいろんなやはり事業を組んでいくには、今からやっぱり農地の集積が一番の課題ではなからうかというふうには思ってるところでございます。やはり土地を寄せて省力化を図られるような、ことができるといったところが、対しての事業というふうに、が多いんじゃないからうかと。補助事業が、出てくるんじゃないからうかというには、私も考えてるところでございます。大体、農地集積を高めることが、農業の持続可能性を高めるので一番重要だというふうにも私も思ってるところでございます。そこで本年度から取り組まれます、二溝の整備にもですね、農地集積が関係をするというふうには私は聞いておるところでございます。整備完了までに集積率を 80 パーセント以上にしなければならぬと。そうしますと、することによって地元の負担がなくなるような話でございますので、そこでやはり二溝に関する農地の集積について、そこで伺いたいと思います。そこで受益面積と集積率、上溝と中溝について、お聞きしたいと思います。

農林振興課長（浅田 徹君） 現在進めております二溝地区土地改良計画の数値となります。受益面積が水田 102 ヘクタール。これ 717 筆となります。内訳としまして上溝系が 59 ヘクタール、中溝が 43 ヘクタールとなります。このうち、事業着手前に、担い手集積がなされている面積が 78.11 ヘクタール。集積率で言いますと、76.6 パーセントとなっております。事業計画ではこれを、面積でいいますと約 85 ヘクタール。集積率 83.3 パーセント、上昇させる計画となっております。

4 番（遠坂道太君） 今課長から、上溝中溝の集積率、についてお尋ねしたんですけども、非常に私が昨年聞いたとよりも、非常に数字が伸びてるように、ふうに思います。あのときは上溝で、あと 5 ヘクタールぐらいだったんですかね。もうそうしますと、もう、ある程度まで確実に目途がつくような形が、ここに出てきてるような数字じゃないからうかと思えます。やはり集積やっぱり率が高い、球磨郡でも、集積率が高いというのは、昔から言われてます、あさぎり、今の現在あさぎりですね。そんな中でも、免田地区と岡原地区は特に非常に昔から、麦と大豆の集団でやっておられた産地でございます。多良木も集積率が高いです。それは中原とそれと須山の方面と、それと、この赤坂の団地が昔からあった。そのような形の 1 つの集団のやっていると、湯前は昔から集団でやられたあれがほとんどないもんですから、ご苦労されたんだらうとは思えます。そこでやはりこの集積を上げていって、いくんですけども昨年の 7 月に地域農業を守ろうということで町内の各集落における、地域計画の話がなされたと思えます。その後 10 年後を目標に地図に作成され、今後の地域計画が作成されたと思えます。そこで農地ですね集積を上げるための取り組みにつきまして、伺いたいというふうに思えます。

農林振興課長（浅田 徹君） それは集積率を増進させる取り組みというところで、お答えさせていただきます。担い手に農地を集積する取り組みとしましてご承知のとおり

り農業経営基盤強化法に基づき、農地の貸し借りをあっせんする取り組みがございます。具体的には、農地中間管理機構を介しまして、出し手と借り手のマッチング、これが進められております。平成26年度から、年々機構活用が進んでおりまして、令和6年度で24.3ヘクタール。累計で73.4ヘクタールとなっております。湯前町は、機構活用面積率で12.2パーセントということになっております。次に農業委員会等に関する法律第6条の規定に基づく活動。これは農業委員会及び農地利用最適化推進委員が一体となって、農地パトロールなどを通じて、農地所有者の意向把握、それから担い手の育成確保、遊休農地対策、こういった取り組みをなされております。次に先ほど遠坂議員申されましたんですけども、農業生産基盤整備の実施にあわせまして、担い手農家に農地を集積することにしております。これは国庫補助事業で、基盤整備をする実施する場合の、採択要件の1つとなっておりますが、事業実施区域において、農地の集積集約化の実績に応じまして、事業費の5.5パーセントから12.5パーセントが交付される仕組みとなっております。議員ご承知のとおり事業に要するですね、経費の農家負担分に充当することができるということになっております。先ほどちょっと答弁が重複いたしますけども、本町におきましては県営事業として実施をしております。二溝地区、それから令和8年度、新規着工を目指しております。中部・松下地区におきまして、この農地集積促進事業を活用することにしております。二溝地区につきましては、先ほど申しましたが、農地集積率を76.6パーセントから83.3に上げるということになっております。中部・松下地区におきましても80パーセント以上を目標としているところでございます。現在事業推進委員会の会議等開催しておりますけども、この部分のですね説明をしまして、地域の中で、担い手の集積を進めているということになります。次にソフト面での集積率増進でございますけども、昨年度策定しました、地域計画、これの熊本3RE運動と申しますが、こういった取り組みがございまして、地域計画等目標実現につきましてですね、これを重要な計画とまず位置付けします。農地所有者、耕作者等との話し合いの継続。それから関係者との連携、担い手対策などにより、計画のさらなる磨き上げ、それから計画の実現を図る、こういった取り組みとなっております。農地の集積とか担い手の確保ですね、いわゆる農業施策の1丁目1番地の取り組みとなっておりますので、今後とも、農業所得、農業者等を含めた、地域での話し合いの継続通じ、担い手農家に農地を集積し、またその後ですね、集約化までへつないでいきまして、農地の継続的な利用による農業の振興を図り、食料安全保障にも寄与すると、そういったことが取り組んでいく必要があると考えております。以上です。

4番（遠坂道太君） はい。今、課長より、収益を増進するための取り組みについて伺ったわけですが、やはり1つはやっぱり今現在、湯前町でも取り組んでおられますように有機の農業関係も非常に、増えてきておるといような感じもします。そう

いう方々に対する、やはり周りの人たちの農家の方が、やはり、この方はこういうふうな形で取り組んであれば、周りとしては協力するような形で、土地を1つの形で集約できるんであれば、集約するというような形、貸して貸す、貸し出しをすとか、そういう形の1つのやり方というふうに思います。そうすると1つの、1つの地区の有機の形の全体の圃場ができるという形になります。そういった形の取り組みもですね、私は農家、その地域での話し合いっていうのを、集落の話し合いかもしれませんけども、中山間関係では、そういう話し合いもやっぱりしていくべきではなかるうかというふうに、思っておるところでございます。それと、やはり作物であれば、たばこの面積も減りましたので、その分を団地化っちゅう形は非常に難しくなってきたわけですが、やはり、たばこあたりが多かったら、1つのたばこ団地としての団地形成ができたというふうには思っているところでございます。メロンが多かった時期はハウスがずらっと並び団地化されたような形も湯前にあったというふうに私も記憶はしているところでございます。そこでやはり、10年後の農地がどのようになっていくか、年々変わっていくというふうに思っていると思います。将来ですね農地が農地として、維持できることを期待しまして、次の質問に移りたいと思います。

要旨の3の担い手対策を上球磨3町村で取り組む考えはないかについて伺います。この質問につきましては、昨年6月定例会でも一般質問を行っているところでございます。まず3町村の担い手対策、取り組みにつきまして、わかる範囲でよろしいですが、お伺いをしたいと思います。

農林振興課長（浅田 徹君） 3町村での担い手対策の取り組みということで、議員おっしゃられた通り、昨年6月定例会の一般質問の継続というふうに考えているところでございます。まず県全体でですね、担い手対策のほうで動きがっておりますので、それらも含めてお答えさせていただきます。令和6年度までは熊本県農業公社に新規就農支援センターがございました。続き、熊本県農業会議に、農業経営に関する農業経営相談所。それから継承支援にかかる農業経営継承支援センター、この3つの組織がですね、ございましたが、令和7年度から、この就農支援、それから経営支援、継承支援の3組織が一本化されております。新たに熊本県農業経営就農支援センターという名称で設置がされております。このセンターにつきましては事業の実施主体が熊本県、運営事務局が県の農業会議となっております。県全体での就農経営から継承の連携を図りまして、ワンストップでの伴走支援を行うという取り組みとなっております。次に、昨年度の答弁と重複するところがあるかと思いますが、まず人吉球磨管内ですが、市町村とJAなどで構成されます。くま農業活性化協議会がございまして、その中に、担い手部会の活動として、新規就農に関するパンフレットの発行、それから就農相談、就農計画の策定の支援などがなされて、なされているところでございます。次にご質問の上球磨3町

村での担い手対策の取り組みでございますけども、昨年、答弁通り上球磨地域農業振興協議会。こちらにおきまして担い手対策も含めた、上球磨地域の総合的な農業振興を図っているところとなります。また町単体ではですね、湯前町農業再生協議会が新規就農者の育成支援等を行っているところでございます。またその他にも人吉球磨管内での取り組みとなりますけども、球磨地方指導農業士連絡協議会、こちらの中で、県立農大、或いは南陵高校の学生の受け入れなど、そういった研修の受け入れなどで、農業後継者の育成指導と、そういった取り組みは進められております。担い手対策の様々な団体等と連携を図りながら、確実に進めていくよう努力をしていきたいと考えてございます。昨年度の遠坂議員のご提案では、例えば、3町村で担い手対策協議会を新規に設置しまして、地域の法人化された組織、或いは本町では農業公社、または若い農業者を交えての担い手対策というご提案であったかと存じますが、組織形態の違い、それから就農支援制度の町村間の格差、それから担い手の現状とございまして、上球磨地域として、協議の場はございますが、現状では具体の取り組みに至っていないというふうに考えております。以上です。

4番（遠坂道太君） 今課長から3町村っちゅうか、県全体としての取り組み、取り組み方と、球磨都市の担い手に対する取り組み方について、ご説明されたわけですけども。やはり1つは、農業の、今から農業をする。どのようにしていくか。1つは、サラリーマンであれば、通勤をして、会社に行くというのが1つでとられてきとった。今、それが当たり前というふうに思うわけですけども、農業もそういうな形で、と考えて、今後は行かなくちゃいけないんじゃないかならうかと、通勤農業というんですけどね。そういった形も今後とらえていく。その中で、やはり、そうしますと、町村を越えていくという形になります。だから私は去年も言ったのは、そう町村を超えていく中で、取り組み、いろいろ形態が、町の形態も違うかもしれません。その町の形態が違ふのであれば、違ったなりでやはり上球磨地域農業振興協議会という中で、揉んでいただいたらという話をしたわけでございます。いろいろと課長からも話がありましたけれども、それは今の現在の取り組みでありますけども、私どもは今後の考え方ということでご理解をしていければと思います。昨年私の答弁、町長の答弁として、上球磨地域農業振興協議会があり、この組織の協議事項として、集落営農組織、認定農業者の育成支援、後継者確保機能の強化が挙げられる。担い手対策も1つの協議事項になるんじゃないかならうかと思われるという中で、答弁をされておるわけですけども。その会議の中で話を出されたのか、それについてまずお聞きしたいと思います。

町長（長谷和人君） この協議会の中で正式に議題を挙げてですね、協議したということはありません。

4番（遠坂道太君） もう1年前に私が話したんですけど。なぜ、お話ができなかったのかということについて、お伺いしたいと思います。なぜ出していただけなかったかということ。

町長（長谷和人君） 質問された内容。それから、この協議会の開催時期等も、含めてですね。それに至らなかったというところもございます。それからこれちょっと話がちょっとずれてしまうかもしれませんが、今回提案していただきました中でですね、1つに私もちょっとお話ししてるんですけども、遠坂議員が、ご提案していただきました部分についてはですね、効果的な部分もあろうかということで私も答弁をしております。例えば制度の話をちょっとさせていただくんですけども、多良木町の場合はですね、農林商工担い手対策補助金、それから湯前町がもうご存じのように後継者支援対策、それから水上が産業担い手支援と、それぞれ制度の内容、補助金等が違っておまして、これを一緒に議題にあげてですね。一括に持っていくというのは非常に難しい部分があるのでこれやっぱり慎重にすべきというところがございましたんで、私としては、この協議会の中ではですね、一旦はすぐ、話を持ち上げてこんなことがありましたっていうのは、お話しはできるかもしれませんが、それが何ぞやという話になってしまうんで、今回は出してなかったということに至ったということでございます。以上でございます。

4番（遠坂道太君） 1つは、僕は本当は、私としては出して欲しかったなと。協議、揉んでもらいたかったかなと。ただいうのは、もう1つの町では協議するんじゃなくて、やはりこういう地域で話し合って、取り組むべきのことじゃなからうかというふうに私は、思うわけでございます。やっぱその中でそういった形の中でいろんな各町村からいろんな話あるかもしれんけど、こういうところは一緒にしましよとか、そういうあたりも出てくんじゃなからうかというふうに、私は思ってるところでございますので、今後ですねそういうふうな協議会との町長のお話があれば、その辺でトップレベルの中でまず話をして、そういうことはできないかなという話を出していただいて、ことをしていただければ、今後いろんな形で進んでいくのではなからうかと私は思うんですよね。やっぱり、先を見た形で農業というのは、施策は考えて欲しいと思うんですよ。ただ目先見ながら取り組むような施策はいらんですよ。はっきり言ったら。本当私もすんなという、そんな政策なら。全部反対しますからね。妙なと出したら。だから、言うように目先じゃなくて将来を見ながら農業を育ててください。私は10年後20年後。だからこれ、もう2、3年前に250ヘクタール。10年後どうなるんだってことありましたでしょう。あれどうするんですか。あの問題については、あれが一番厳しいんですよ。行き先がないんですから、はっきり言ったら、それでも今全部ないんです。入ったら本当ありません。私も今農業をしますけど私の土地も10年後誰にやるかとどうしますか。それもあるんですよ。そういった方みんなそういうことありますので、そういった形でとら

えてください。言ったのは、そういう、近場の町村と話し合っってそういう、農地の担い手あたりを考えると1つじゃないかというのが、大事だと思うんですよ。そこはご理解していただきたいと思います。

町長（長谷和人君） 今の遠坂議員からですね、制度の中身、一生懸命やれ、将来的な展望を持ってですね、いろんな面について取り組んでいいというお話がいただきましてしっかりとそこは記憶させていただきたいというふうに思っております。ですから先ほど私が申しました何かちょっともう少し言わせていただきたいんですけども、論点を何にするか。今多方面の話をされてるんですよ。それをただ持っていてもですね、今首長というような話があったんですけども、私もその首長との話もまだしませんでしたんで、論点をちゃんとまとめていってこの協議会なるものでしなくては、ただ単にそうだったんだねということだけで終わってしまうので、それではいけないので、論点の整理をしてですね、出すべきじゃないかというのが私の気持ちでございますんで、決して後ろ向きとか、そういう部分のことではないということもご理解していただければと思っております。

4番（遠坂道太君） であれば町長、論点を皆さん整理してから出して、協議をしてやるでよろしいでしょうか。

町長（長谷和人君） 論点もですね、いろんな角度がございますんで、一緒くたにそれだけで考えてもらえば困る、多方面に考えたところでの論点を整理した後ということでございますので、話し合いをするのは簡単でございます。ただそれをどういうふうな方向に持っていくのか、そこら辺もちゃんと決めなくてはいけないということを私は言ってるわけでございますんで、そこもご理解いただければというふうに思っております。以上でございます。

4番（遠坂道太君） はい。今町長からも、それを期待しておりますんで。最後ですね、町長に次世代につなぐ持続可能な農業について、町長の今後の展望というか農業に対する、考えについてお伺いをしたいと思います。

町長（長谷和人君） ちょっと前後してしまう可能性がございますけども、先ほど現状につきましては、担当課長が答弁してきたところでございますけども。やはり今当然おっしゃってるようにこの農業分野におきます担い手の確保、これはもう何ととっても重要な課題というふうに私も思っております。新規就農者の継続的な排出または集落営農組織のネットワーク化、一元化、或いは認定農業者の維持拡充など、既存の担い手対策も並行に、推し進めていく必要があるというふうに思っております。それから先ほどちょっと申し上げたんですけどこの担い手対策をですね、この上球磨3町村でということでございますけども、これも私、前回のときにも答弁しておりますけども、本町独自の取り組みや地理的条件、これらも非常にこの3町村、それぞれ違った形を持ってお

りますので、この3町村と連携した取り組みもですね、1つには大きな効果的な部分もあるかというふうに私は答弁をしております。ただ現状としてましては、その協議会の中では、具体的に話はしてないというところでございます。このことにつきましてはですね、引き続き検討事項の1つとは思っておりますけれどもそれ以前にですね、最初、先ほどからも、申し上げておりますけれども地域農業の今後のですね、経営意向や年代構成なども踏まえまして、担い手の確保はやはり、農地集積を含めた最重要課題というふうにとらえておりますので、今後ともこの町内のですね、集落間の連携、それから農業公社のリスタートの取り組み、それから、兼業農家や新規就農のですね半農半X。それから、地域内外の多様な人材の登用。それから、農業を基軸とした関係人口の創出、企業等の連携なども併せまして、新規就農や新規希望者の受け皿となるような整備なども含め、多様な視点でですね取り組みを行っていききたいと、担い手の対策を確実に進めたいというふうに思っております次第でございます。以上でございます。

4番（遠坂道太君） はい。例えば、次世代につなぐ持続可能な農業について伺ったわけですが、湯前町の農業は、地域計画を基本として、10年後に農地が農地として継続いうことを期待しまして、一つ、次世代につなぐ持続可能な農業についての質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、次世代につなぐ持続可能な農業について、遠坂議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

2番（吉田精二君） 要旨1の町単の補助事業を見直す考えはないかというふうなことに対する課長の答弁についての関連質問ですが。この中で課長のほうで、色々な補助事業についての実績等挙げられました。新規就農者の数で令和4年までで10名ほど、それから5年以降は0というようなことでした。本町の農林業センサスでもですね、農業者の平均年齢はもう70歳近い数字ですかね、となってるようです。今後は結局普通のサラリーマンとか、会社勤め辞められた方も結構就農されてる方が増えてくる、そのようなもう、人手もまだ農業とすれば1馬力以上、非常に地域としても有望な人材になってくると思われます。町の方でも色々その地域計画の中に登録された人の中に、このような人も入ってくると思いますが、その人たちに対する援助というか補助ですね、いろいろあるみたいですが、今後はそのような人たちも、もう例えば新規の若手の就農者が少なくなったとしても、そのような人を、もうちょっと手厚くして就農に定着しやすいような、補助等も支援する必要があるのではないかというふうに考えますが、その辺、もう少しメニューを増やすとかいうふうな考えはないのか、お伺いしたいと思います。

町長（長谷和人君） 吉田議員の関連質問ということでございますけれども簡単に言いますと兼業農家の育成。それに補助なり、優遇施策がないかというふうなご質問だったというふうに思っております。今回改めて農業振興検討委員会の見直しの時期が入って

おります。そこら辺も含めながらですね、この兼業農家あたりとのですね、兼ね合い、ここら辺もちょっと提案させていただきまして揉んでいただければというふうに思っています。ただ兼業農家でもですね、やはり実績的に農家の365日に、何日間農作業されるのか、そういうふうな具合もございますのでその定義っていうのも大変難しい部分があるのかなというふうに思っておるところでございますけども。今一旦そういうふうなお話をいただきましたので、検討委員会の中にもプロジェクトの中にもですね、ちょっと揉ませていただきたいと思います。以上です。

2番(吉田精二君) 今、町長兼業農家と言われましたけども、兼業農家を含めて、現役を退職された方も含めてもらいたいと思います。

町長(長谷和人君) 大変失礼しました。退職者も含めての兼業農家ということで、大変失礼しました。

議長(金子光喜君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ではないようですので、これで一つ、次世代につなぐ持続可能な農業についての関連質問を終わります。

以上で遠坂議員の質問を終わります。

ここで休息のため休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

議長(金子光喜君) 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第1、「一般質問」の途中です。

次に、一つ、地域交流と観光振興の拠点整備に関する町の基本的な考え方について、西議員の質問を許します。

3番(西 靖邦君) 本日は通告書にしたがい質問させていただきます。これまでの定例会においてはですね、道の駅構想の意義や必要性並びに全国の先進事例を踏まえ、湯前町の導入可能性について提案を行ってまいりました。今回の質問では、これまでの議論の積み重ねを踏まえ、道の駅に替わる新たな施設整備に関する、具体的な検討及び計画の作成に向けて、町としての明確な方針をお伺いするものです。つきましては、以下の9点について質問させていただきます。

要旨1、道の駅に替わる多機能型観光物産センターの整備、またその他の関連施設の整備方針について町の見解を伺います。1点目、これまでの道の駅構想の検討経緯と町の見解についてお伺いします。私はこれまで、令和4年及び5年の定例会において、道

の駅構想の提案を行ってまいりました。その際、町長からも基本調査を行いたいとの前向きな答弁をいただいたと記憶しております。しかしながら、構想が示されてから、すでに一定の時間が経過しており、町民の皆様からは、次のような声が寄せられております。その後、道の駅構想はどうなったのか。道の駅ができれば雇用が生まれ、町が元気になるのでは、できることなら自分も働いてみたい。ああいう箱物が1つでも町にできたら嬉しい。一方で、そもそも道の駅は本当に必要なのかといった慎重なご意見もあるなど、町民の間では、様々な関心と期待、そして、懸念が交錯している状況です。こうした住民の声に丁寧に応えていくためにも、これまでの町としてのどのような検討や調査を行ってきたのか。また、その結果や現在の構想の位置付けについて明らかにすることが重要だと考えております。つきましては、これまでの道の駅構想に関する経緯及び検討内容を町長からご説明をお願いいたします。

町長（長谷和人君） 西議員から令和4年3月それから令和5年6月の定例会で、道の駅の導入、構想についてのご質問がっております。これを受けまして建設水道課長、それから農林振興課長、企画観光課長をですね、調査を行わせておるところでございます。県内でございます、36施設ある道の駅のうちですね、芦北町の道の駅 芦北でこぼん、それから美里町の道の駅 佐俣の湯など、6施設について調査を実施させたところでございます。この調査の内容につきましては、建設に至った経緯や事業費、それから建設後の運営方法や年間の入り込み客数。それから、売上高の現状、それから雇用関係などについて質問し、また併せまして、開設後の施設運用の課題等について、調査を行ったところございました。まず建設に至った経緯につきましては、施設運営者、これは町とかですね、JAさんとか、それから町が出資します団体等が含まれるわけでございますけれども、高速道路などの道路整備などに伴いまして、誘客や地域特産品の販売拠点として道の駅を設置された経緯等があったところがございます。それから事業費につきましては、開設年度や既存施設の活用等で様々であったということであったわけでございますけれども、最近オープンいたしました、道の駅 通潤橋、これではですね、敷地面積が約1万平米、広大な敷地でございます、事業費に約9億円かかったということがわかったところがございます。運営方法については現時点ではですね、指定管理がほとんどであったということがございます。この運営の課題につきましては、近くに新たな施設ができたことで、お客様が分散し、客数や売り上げが減少していることや、生産者の高齢化に伴います生産量の減少や、物産館に従事するパート従業員を含む人的確保が難しいなど、計画通りの運営ができてないということがわかったところがございます。また併せまして、私のほうでネット上でございましたんですけども、全国の道の駅もちょっと調べさせていただきました。経営面からございましたんですけども、全国の4割が赤字だそうございまして、残りの黒字の施設につきましてもですね、指定管理料や運

営補助金等に応じて、収支を合わせている実態があるのではなからうかというふうに思った次第でございます。詳細はわかりませんが、そういうふうに読み取れるんじゃないかなというふうに思ったところでございます。また莫大な道の駅の整備費用、それから毎年の維持管理費また老朽化による施設維持のための更新財源の捻出など、数多くの問題を抱えることになるのではなからうかというふうに思ったところでございます。これらを総合します時に道の駅につきましては、現状では建設にGOサインは出すことができない、現状では建設計画はしないというふうに、私としては判断させていただいたところでございます。以上でございます。

3番(西 靖邦君) そして今回はですね、道の駅構想の実現が財政的、運営的な制約から困難となる現状を踏まえつつ、代替案としてですね、観光物産センターを含む、多機能型施設の整備について、以下の観点から町長にお伺いしたいと存じます。

2点目、地域交流、観光振興の拠点整備に対する基本的な考えについて伺います。町の魅力を発信し、交流人口拡大する拠点整備の必要性は、道の駅構想を通じて一定程度共有されてきたものと考えます。道の駅が難しい状況でも、町の資源やニーズを活かし、地域交流や観光振興に資する施設整備について、町として、どのようにお考えかをお伺いいたします。

町長(長谷和人君) 人口減少が進む中で町の活性化のためにはですね、やはり交流人口や関係人口の創出っていうのは、重要であるというふうに思っております。また観光施設の拠点となります施設も必要であるというふうに認識をしております。またこの総合計画や総合戦略にもですね、重点施策の位置付け等もしておるところでございます。このため、町では拠点施設整備事業といたしまして、現在湯前駅周辺の再開発を実施しておりますし、新たに建設する屋根つきイベント広場を核といたしまして、また湯楽里やまんが美術館、湯〜とぴあなど、既存の観光施設も組み合わせ、交流人口、関係人口の拡大に繋げてまいりたいというふうに思っております。

3番(西 靖邦君) 3点目ですけれども、観光物産センター整備の可能性について伺います。観光誘客や地域経済の活性化を図る上で、観光物産施設は重要な役割を果たすと考えています。近年では、特産品の販売にとどまらず、体験型の観光コンテンツを取り入れた複合施設の整備が各地で進められています。例えば、鹿児島県南九州の知覧茶屋では、地元の特産品である知覧茶を核に物販、飲食、体験を融合させた施設が整備されており、試飲販売のほか、手もみや抹茶点などの体験を通じて、観光客が地域文化に触れることができる仕掛けが施されています。これにより、単なる立ち寄りスポットではなく、潜在型の観光拠点として高く評価されています。湯前町においても、特産品であるぶどうや地元農産物の販売や観光案内に加え、将来的にはワインづくり体験等の導入や季節ごとの農業体験、郷土料理の調理体験など、町ならではの特色を活かしたコン

テンツを取り入れることで、観光客の滞在時間延長やリピーターの増加、さらには、地域経済の波及効果が期待できるのではないのでしょうか。さらに、地元農産物の販売を通じて、皆様にとってちょっとしたお小遣い稼ぎや楽しみの場となり、生きがいや外出の機会が増えることで、健康寿命の延伸にも繋がる効果も見込まれます。そうした活動がきっかけとなって、家庭菜園や加工品づくりに挑戦する方が増えるなど、新たな地域の繋がりや循環も生まれてくるかもしれません。特に湯前町では、人口減少と高齢化が進行し、地域経済の縮小や日常的な賑わいの不足が大きな課題となっております。一方で、ぶどうを始め、自然や温泉など、魅力的な地域資源があるにもかかわらず、それを活かして、町全体を繋ぎ、発信していく拠点が不足しているのが現状です。将来的には、こうした地域資源を活かし、農業体験などの参加型コンテンツの導入も視野に入れることで、観光や交流の幅をさらに広げていく可能性があるのではないのでしょうか。このような背景を踏まえると、観光物産センターの整備は、単に観光客のためだけの施設ではなく、町民の暮らしや健康、地域コミュニティの活性化に資する多面的な拠点となり得るのではないのでしょうか。今後の人口減少や高齢化を見据える中で、町民も観光客も共に活用できる共生型の交流拠点は、まさに今、湯前町が取り組むべき現実的な選択肢の一つであると考えます。つきましては、湯前町における観光物産センター整備に当たり、特産品販売に加え、体験型コンテンツを併設した観光交流拠点としての方向性について、町長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

町長（長谷和人君） 観光物産センターの整備の可能性についてというご質問でございますけども、西がおっしゃるように近年体験型の、いわゆる観光コンテンツを取り入れた施設運営といたしますか、それから滞在時間を長くしている施設があるということも承知をしておるところでございます。仮に本町でも類似施設の事業に取り組むということであればですね、議員がおっしゃる提案のあった体験型コンテンツというのを取り入れるということも第一に考えて取り組まなければならないというふうに思っております。しかしながらですね、道の駅と同様、先ほどの答弁と一緒になるかもしれませんが、生産者の高齢に伴います、生産量の減少や人的確保など、多くの課題があるものというふうに思っておりますので、これについてはですね、慎重に検討する必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

3番（西 靖邦君） やっぱり物流の確保が一番大事だと思います。その物流の形態でどこからその物流が流れてくるか、その辺をちょっとよく考えていただいて、調査していただいたら良いかなと思っております。

4点目ですけども、子どもが遊べる広場や多世代交流の場の整備について伺います。近年、地域の賑わい創出や子育て支援、健康づくりの観点から、子どもから高齢者までが安心して集える、屋外の交流空間の重要性が全国的に注目されています。町民からも、

子どもが安心して遊べる場所が欲しい、親子やお年寄りが気軽に集える広場があればいいといった声が寄せられており、交流、福祉、健康の複合的な効果が期待できる整備の検討が求められているのではないのでしょうか。例えば、長野県飯綱町のいいづなコネクT E A S Tでは、図書館・多目的ホール、子育て支援施設が一体となり、子どもが遊べる屋内外のスペースを整備することで、多世代の交流が自然に生まれる場として高く評価されています。また、福井県鯖江市の西山公園こども広場では、ボルダリング複合遊具、芝生広場などを整備し、地元住民の健康づくりや観光拠点とも連動した賑わいを生み出しています。こうした事例に学びながら、湯前町においても、町民が気軽に立ち寄れる、子どもが安全に遊べるスペース等を核としてしつつ、親子や高齢者も一緒に過ごせるベンチや日除けカフェ・花壇などを併設した多世代交流型の広場整備を検討してはいかがでしょうか。また、季節ごとのミニイベントや地域活動拠点としても活用することで、交流人口の拡大や地域コミュニティの活性化にも繋がると考えます。町として、ボルダリングやスケートボードエリア、遊具広場などを備えた子ども向けの屋外活動拠点を整備するとともに、多世代が安心して集える地域の交流、福祉空間として活用する構想についてどのようにお考えか、町長のご見解をお伺いいたします。

町長（長谷和人君） 子どもから高齢者までが一緒に空間で過ごせる多世代交流施設について、子どもの情緒を育む上でもですね、重要であるというふうにも認識をしております。それから以前、遊び場の確保についてもですね、一般質問がございまして、担当課で設置場所や遊具の内容も検討したところでございます。議員からご提案がございましたボルダリングやスケートボードが本町の規模でどうか、検証が必要であるというふうにも思っております。現在子どもたちの遊べる場を広げるためですね、地域子育て支援拠点事業を活用し、慈光明徳会の園の園庭にですね、大型遊具を設置いたしまして、子育て家庭の交流の場として、日曜・祝祭日を開放しております。非常に利用者からも喜ばれているとのことだそうでございます。このように既存施設も有効活用した遊び場や多世代交流の場の充実ということも併せて検討していく必要があるというふうに思っております。それから駅前整備も行っております、広い世代が気軽に交流できる施設となるよう、今後関係機関との協議もですね、進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

3番（西 靖邦君） 子どもが安心して遊べる、多世代交流の広場について真剣に考えていただいてご検討していただいたと思います。駅前整備をやって今してありますけどもその前のどっかに作れないとかいろんな検討をしていただきたいなと思っております。

5点目です。整備予定地や未利用地の活用について伺います。財政負担を抑える観点から、新たに用地を取得するのではなく、既存の空き地や未利用の公有地を有効に活用

することが、現実的かつ持続可能な整備方法として注目されています。例えば、富山県黒部市では、旧保育園跡地を利活用し、地域のコミュニティー機能を備える多世代交流拠点あおーよを整備することで、用地取得費用をかけずに地域課題に対応しています。湯前町においても同様に、公有地の利活用を含めた候補地の検討やその評価状況について、町長のご見解をお伺いします。

町長（長谷和人君） 財政負担軽減の視点から申し上げますと、議員のご発言があったとおり、本町も活用されていない土地施設があれば、有効活用を図らなければならないというふうに思っております。本町の具体的な取り組みといたしましては、旧南部保育園、これが四半的やそれから健康ダンス、手芸教室、青年団の活動拠点としてご活躍をいただいております。それからそのほかでございますけども、旧保健センター、これ慈光子ども園さんの学童クラブにご活用いただいております。また本町といたしましては原則として、目的のない土地については取得しないというふうに思っております。併せて、合併市町村のお話もされたところでございますけども、ほとんどの合併市町村ではですね、不要となった庁舎や学校施設等の施設を多数所有し、その利活用が課題となっているところもでございます。本町におきましてはですね、議員のご発言があったように道の駅、観光物産センターそれから子どもが遊べる広場、多世代交流の場が整備できそうな適地、それなりのやっぱり面積がないというふうに、なければいけないというふうに思っているんですけども、現在では、所有しております面積の中で、そういうふうに当てはまるっていう町有地はないというふうに思っているところでございます。以上です。

3番（西 靖邦君） 6点目をお伺いします。地域住民、事業者、NPO等との協働による運営について伺います。施設を持続可能な形で運営するためには、行政が全て担うのではなく、地域住民、地元事業者、NPOさらには観光や農業、飲食などの民間プレーヤーを含む、多様な主体との協働体制の構築が不可欠です。とりわけ、民間事業者の持つ企画力、販売力、人材力、ネットワークを活かすことで、施設の収益性や集客力を高めることができ、観光や物販の継続的な活性化に繋がります。例えば、岐阜県郡上市の道の駅 古今伝授の里やまとでは、NPO法人や市民団体と共に、地元の商工関係者や観光事業者が参画することで、地域資源を活かしたイベントの開催や魅力ある商品開発、販売促進などが継続的に行われています。こうした取り組みにより、施設が地域の誇りとして生まれ、運営の担い手が地元の中に生まれていく好循環が生まれています。湯前町においても、施設の整備とともに、誰が担い、どう運営するかという視点が極めて重要であり、官民連携による巻き込み型の運営モデルを設計段階から視野に入れるべき段階にあると考えます。つきましては、町として、地域住民やNPOに加え、地元民

間事業者との連携、参画を含めた運営体制のあり方について、どのような方向性を考えか、町長のご見解をお伺いいたします。

町長（長谷和人君） 仮という答弁にさせていただきたいと思うんですけども、民間事業者が持ちます企画力、それから販売力、施設の収益を考えると大変重要なポイントだというふうにも思っております。施設の整備にあたりましては、基本計画の策定などが必要となってまいります。運営方法についても当然検討しなければならないというふうに思っておりますし、その計画の中においても、誰がその運営を担うのか、これらも十分議論を尽くさなければならないというふうに思っておりますので、それらがしっかりと立ったうえでないと、事業も着手できないのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

3番（西 靖邦君） 7点目お伺いします。財源確保と段階的整備についてお伺いします。新たな施設整備においては、財政的な負担を抑えるため、国や県の補助金や交付金を活用した段階的な整備が現実的な選択肢となります。例えば、長崎県平戸市では、観光物産館整備において、複数年度に分けた段階整備と地方創生交付金を活用することで、負担を平準化しながら実現しています。湯前町においても、こうした段階的、柔軟な整備方針について、どのように考えておられるか、町長のご見解をお伺いいたします。

町長（長谷和人君） 財政規模が大変極めて厳しい、自主財源が乏しい本町におきましては、議員の今お話、ご指摘、私も大変重要な課題であるというふうに思っております。よっていかに補助率の高い補助金を活用し、限られた一般財源の持ち出しを少なくするのか、またこの補助裏につきましては有利な起債を活用して負担の平準化を図れないか、この2点の検討は必須条件であるというふうに思っておりますので、これ議員のおっしゃるとおりでございます。

3番（西 靖邦君） 8点目ですけども、アクセス性・周辺環境整備について伺います。施設の利便性や利用促進を図るうえで、立地条件に加え、駐車場の整備や公共交通との接続強化といった周辺環境の充実が非常に重要な要素であると考えます。観光物産センターとしての機能を果たすためには、バス停の整備や駐車スペースの拡充を進め、幅広い世代が安心して利用できる環境を整えることが求められます。現在、湯～とぴあで行われている物産販売については、国道から奥まった場所に位置しており、立地条件が良いとは言いがたい状況です。やはり、国道沿いなどの視認性の高い場所にあることが来訪者の目にとまりやすく、販売促進にも大きく寄与するのではないのでしょうか。つきましては、湯前町においても、整備予定地におけるアクセス性や周辺環境の整備方針について、町長のご見解をお伺いいたします。

町長（長谷和人君） 整備予定地のアクセス性というふうなお話でございますけども、やはりこの施設の利便性を考えたときにはですね、当然交通アクセスとそれから駐車ス

ペースの確保は、重要な検討材料というふうになるものと思っております。これも仮の答弁ということで、今なんか建設の方向に向かっていようなお話をされているんですけども、私としては、仮のお話をさせていただきたいんですけども、その場合についてはですね、当然その予定地の選定も含めて、西議員がおっしゃるような好立地条件のですね、場所など、計画時に当然検討されるべきもの、これを優先事項というふうには私思っておりますので、そこら辺もかんがみながら、もしそういう場合につきましてはですね、今おっしゃっているような部分についても、ちゃんと考えたところで行うべきかなというふうなところでの話とさせていただくところでございます。以上でございます。

3番（西 靖邦君） 最後の質問になりますが、災害時の防災拠点機能について伺います。災害はいつでもどこで起きてもおかしくない時代となり、観光や地域交流を担う施設にも、平常時と非常時の両方に対応できる機能が強く求められています。近年、全国各地においても、観光振興や地域活性化を目的とした道の駅や観光物産施設の整備が進められていますがそれと同時に、災害時の避難所、支援拠点としての防災機能の強化が一体的に進められているのが大きな特徴です。例えば、静岡県富士市の道の駅 富士川楽座では、通常は観光や交流の拠点として、賑わいを見せていますが、災害発生時には、蓄電池、防災井戸、非常用電源を備え、地域住民や旅行者を支える一時避難所、情報発信拠点として機能するように整備されています。このような複合施設は、火災発生直後の初動対応を迅速に行うための中核拠点であると同時に、日頃から地域住民が防災意識を高める学びの場としても有効であり、今後の地域防災体制において、欠かせないインフラとなりつつあります。さらに、富士川楽座以外にも、宮城県石巻市の道の駅 上品の郷、福岡県宗像市の道の駅 むなかた といった事例では、太陽光発電、蓄電池、防災倉庫、防災井戸などの整備により、災害時における物資集積や情報伝達、住民支援において実績をあげています。湯前町においても、将来的な不複合施設整備にあたっては単に観光振興や物販を行う施設というだけでなく、防災の拠点としての機能を最初から設計に組み込むことが極めて重要ではないでしょうか。つきましては、平常時は、地域の賑わい創出、災害時には、避難・支援・情報の拠点として、利用活用可能な防災対応型複合施設の整備について、町長としてはどのようにお考えか、町長のご見解をお伺いします。

町長（長谷和人君） 災害発生時におきます、被災者住民や避難住民に対して限られた人員の中で高度なサービスを提供するためには、議員がご提案されております、防災対応型施設複合施設、これが有効であるというふうには私も思っております。そのためには将来的には、観光物産センターなど拠点施設を整備する場合においてはですね、やはり防災機能を備えた複合型施設として整備するというのもこれは重要なことだというふうには思っております。しかしながら、最初にお答えしておりますけども、現時点でそ

の道の駅の整備は困難というふうに私判断いたしましたので、災害発生時の対応を円滑に遂行するため、防災拠点でございます役場庁舎と避難指定場所でございます、改善センター、小学校体育館、中学校体育館、それからB & G体育館のですね、防災設備の充実を図っていければというふうに思っております。今ご質問いただいております、防災拠点、大変重要な部分とは思っているんですけども、それをあくまでも新しい道の駅とのセットでされているというご質問でございますので、冒頭申し上げましたように、道の駅について整備は、判断ということでございますので、既存の施設を有効に活用させていただくということでの答弁とさせていただきますとところでございます。以上でございます。

3番(西 靖邦君) 道の駅はただ例にしてあげただけで、物産観光センターを建設予定があったらそういうのも考えてはどうですかという質問でした。これまでの質問を通じてですね、私は道の駅構想が持つ地域振興、防災福祉など、多面的な可能性について提案を行ってまいりました。そして今回は、これまでの経緯や町の現状を踏まえ、道の駅に替わる現実的な選択肢としての多機能型観光物産センターの整備、さらには子どもから高齢者までが集える地域交流の場づくりなど、町民の声と地域資源を活かした新たな拠点整備の方向性についてご提案させていただきました。湯前町の魅力を広く発信し、交流人口拡大し、地域経済や暮らしにも貢献する、こうした施設は、町の未来を支える重要な柱の一つとなるはずで。今後は、財源確保の工夫や地元事業者や住民団体、さらには地域に根差した民間企業との協働を通じて、持続可能で魅力ある施設づくり、町が主体的かつ積極的に取り組まれることを改めて強く要望いたします。また、町民と共に考え、地域の知恵と力、そして民間のノウハウ等実行力を結集することで、湯前町ならではの特色ある施設が実現できるものと確信しております。地域の声に応え、町の未来を切り開く一方として、町長におかれましては、この構想の具体化に向けたリーダーシップを強くお願い申し上げます。町の皆様と共に歩む新たなまちづくりの第一歩となることを願い、私の質問を終わります。

議長(金子光喜君) 一つ、地域交流と観光振興の拠点整備に関する町の基本的な考え方について、西議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで一つ、地域交流と観光振興の拠点整備に関する町の基本的な考え方についての関連質問を終わります。

以上で西議員の質問を終わります。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。

議案調査のため、明日6月14日から6月16日までの3日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月14日から6月16日までの3日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月17日、午前10時に開きます。

議事は、条例改正、補正予算等を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時45分

第 3 号

6 月 17 日 (火)

令和7年第6回湯前町議会定例会

〔第3号〕

令和7年6月17日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 令和6年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 令和6年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 3号 | 令和6年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第47号 | 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第48号 | 湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第49号 | 湯前町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第50号 | 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 議案第51号 | 令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第15 | 議案第52号 | 令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第16 | 議案第53号 | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第54号 | 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第18 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第19 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第20 | 諮問第 3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第21 | 同意第 8号 | 湯前町教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第22 | | 委員会報告(総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会) |
| 日程第23 | | 議員派遣について |

日程第24
日程第25
日程第26
日程第27

総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続審査申し出について
企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 田山幸平	2番 吉田精二
3番 西靖邦	4番 遠坂道太
5番 椎葉弘樹	6番 森山宏
7番 味岡恭	8番 倉本豊
9番 山下力	10番 金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町 長	長 谷和人	副 町 長	清 藤 浩 文
教 育 長	中 村 富 人	総 務 課 長	西 村 洋 一
税 務 町 民 課 長	黒 木 博 行	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
建 設 水 道 課 長	高 木 堅 介	企 画 観 光 課 長	伊 藤 賢 一 郎
教 育 課 長	赤 池 寛 子	農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	浅 田 徹

開議 午前 10 時 00 分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和 7 年第 6 回湯前町議会定例会、第 7 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 報告第 1 号 令和 6 年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

議長（金子光喜君） 日程第 1、報告第 1 号、「令和 6 年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 改めまして、おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、報告第 1 号、令和 6 年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、令和 6 年度湯前町一般会計予算の一部を、令和 7 年度へ事故繰越しにより繰り越したので報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） 報告第 1 号、令和 6 年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書について、御説明をいたします。2 ページをご覧ください。

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、事業名、林業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額 2,582 万 8,000 円です。この事業は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した施設の復旧事業ですが、近年の災害による労働需要の増加から請負業者の人員が予定を大幅に下回る人員で行っており、年度内完了が困難となったため繰り越したものです。具体的には、林道牧良線（3 号箇所）と（4 号箇所）の災害復旧工事となります。

次に、項 2 公共土木施設災害復旧費、事業名、河川災害復旧事業、翌年度繰越額 4,267 万 6,000 円です。この事業は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した施設の復旧を行うもので、令和 5 年からの梅雨前線豪雨や台風等により、年度内完了が困難なため繰り越したものです。具体的には、蓑谷川（他 1 合併）の災害復旧工事となります。

最後に、事業名、道路橋りょう災害復旧費事業、翌年度繰越額 1 億 2,385 万 1,000 円です。この事業は、令和 4 年台風 14 号により被災した施設の復旧を行うもので、令和 5 年からの梅雨前線豪雨や台風等により、年度内完了が困難なため繰り越したものです。具体的には、町道猪鹿倉横谷線（第 3 工区）と蓑谷川（他 1 合併）の災害復旧工事となります。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。発言を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで報告第1号、「令和6年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

- - - - -

日程第2 報告第2号 令和6年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（金子光喜君） 日程第2、報告第2号、「令和6年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 報告第2号、令和6年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和6年度湯前町一般会計予算の一部を令和7年度へ繰り越したので報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課長（西村洋一君） 報告第2号、令和6年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告いたします。2ページをご覧ください。

まず、款2総務費、項1総務管理費、事業名、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧費）事業、翌年度繰越額327万5,000円です。

事業名、令和6年度湯前町新築住宅取得補助金、翌年度繰越額185万円です。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付事業、翌年度繰越額193万6,000円です。

次に、款5農林水産業費、項2林業費、事業名、民有林内補修整備事業、翌年度繰越額300万円です。

次に、款6商工費、項1商工費、事業名、湯前駅レールウイング複合施設再整備事業、翌年度繰越額1億1,579万8,000円です。

事業名、観光案内サイン設置事業、翌年度繰越額1,800万円です。

3ページをご覧ください。

款7土木費、項2道路橋りょう費、事業名、町道新村線歩道整備事業、翌年度繰越額5,000万円です。

項3河川費、事業名、浅巻谷川改修事業、翌年度繰越額1,610万円です。

事業名、都川支川改修事業、翌年度繰越額3,980万3,000円です。

次に、款 9 教育費、項 4 社会教育費、事業名、社会教育施設整備事業、翌年度繰越額 6,341 万円です。

事業名、下里御大師堂周辺整備事業、翌年度繰越額 2,000 万円です。

事業名、明導寺阿弥陀堂修理事業、翌年度繰越額 212 万円です。

次に、款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、事業名、林業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額 2 億 4,782 万 4,000 円です。

項 2 公共土木施設災害復旧費、事業名、河川災害復旧事業、翌年度繰越額 4,500 万円です。

事業名、道路橋りょう災害復旧事業、翌年度繰越額 2 億 8,680 万円です。

以上、一般会計の繰越明許費の総額が、9 億 1,491 万 6,000 円であります。事業ごとのそれぞれの財源内訳につきましては、計算書に記載のとおりであります。

また、4 ページ以降に繰り越し理由を掲載しておりますが、先の 3 月定例会の際、一般会計補正予算（第 12 号）の審議において、同じ内容にて御可決いただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。発言を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで報告第 2 号、「令和 6 年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

- - - - -

日程第 3 報告第 3 号 令和 6 年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（金子光喜君） 日程第 3、報告第 3 号、「令和 6 年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 報告第 3 号、令和 6 年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明を申し上げます。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、令和 6 年度湯前町水道事業会計予算の一部を令和 7 年度に繰り越したので報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

建設水道課長（高木堅介君） 報告第 3 号、令和 6 年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明いたします。2 ページをお願いします。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額です。

まず、収益的支出について、御説明いたします。

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用において、事業名、瀬戸口・辻地区消火栓設置工事
翌年度繰越額 256 万 3,000 円。こちらは、給水管布設工事との調整に不測の日数を要し
たため繰り越したものです。

次に、資本的支出について、御説明いたします。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費において、事業名、瀬戸口・辻地区給水管布設工事
翌年度繰越額 266 万 2,000 円。こちらは、既設給水管布設箇所調査に不測の日数を要
したため繰り越したものであります。

次に、事業名、上村・植木地区配水管更新工事、翌年度繰越額 5,800 万円。

事業名、上村・植木地区給水管更新工事、翌年度繰越額 350 万円。

事業名、送水管布設工事設計業務委託、翌年度繰越額 600 万円。

以上、3 件につきましては、国土強靱化第 1 次補正の追加配分に伴い、3 月議会で補
正したものであり、年度内完了が困難なため繰り越したものです。

以上、全 5 事業についての翌年度繰越額合計は、7,272 万 5,000 円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。発言を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで報告第 3 号、「令和 6 年度湯前町水
道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

日程第 4 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について

議長（金子光喜君） 日程第 4、議案第 4 1 号、「工事請負契約の締結について」を
議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第 4 1 号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明
を申し上げます。

湯前町指定避難所空調設備工事（湯前中学校）について、工事請負契約を締結したい
ので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又
は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 議案第 4 1 号、工事請負契約の締結について、御説明いた
します。

契約の目的は、湯前町指定避難所空調整備工事（湯前中学校）でございます。

1. 契約の方法は、指名競争入札でございます。
2. 契約の金額は、8,448 万円でございます。

3. 契約の相手方は、住所：熊本県人吉市下原田町 1689 番地 7

名称：株式会社 大和冷機

代表者指名：代表取締役 岩間 浩二 氏でございます。

なお、次のページに仮契約書の写しを添付しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 4 1 号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 4 1 号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第 5 議案第 4 2 号 工事請負契約の締結について

議長（金子光喜君） 日程第 5、議案第 4 2 号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第 4 2 号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

サテライトオフィス等新築工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 議案第 4 2 号、工事請負契約の締結について、御説明をいたします。

契約の目的は、サテライトオフィス等建設工事でございます。工事の概要としまして、工事場所につきましては、旧 J A 倉庫跡地の一部に建築するものでございます。木造平屋建てガルバリウム鋼板屋根の建築物で、延べ床面積 126.35 平方メートルとなっております。建物の概要としまして、サテライトオフィスとしての会議室を 2 部屋、自由に仕事ができるコワーキングスペースを設置しまして、ワーケーション事業で要望が多かつ

た個室部屋を3部屋整備するものでございます。またオンライン会議に必要な大型モニターなどの備品類を併せて整備するものでございます。

1. 契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。
2. 契約の金額は、税込み金額5,324万円でございます。
3. 契約の相手方は、住所：熊本県球磨郡湯前町2587番地3

名称：青木建設株式会社湯前営業所

代表者氏名：所長 代表取締役副会長 神崎 弘光 氏でございます。

資料としまして、仮契約書を次のページに添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

3番（西 靖邦君） 延べ床面積126平米ということですが、併せて、税別の坪単価を教えてください。税別です。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 坪単価でございますけど、税抜きの単価で行きますと、127万6,000円となります。

3番（西 靖邦君） 127万6,000円とのことですが、一般的な手法ですね、設備工事を含むサテライトオフィス建築の場合、税別で私、坪85万円程度が1つの目安と理解しております。つきましてはですね、担当課としてですね、業者見積、例えば金属製建具とかオフィス家具とか、その辺の業者見積の査定は実施されたのでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 西議員がご指摘の単価設定がどの程度かということでございますけれども、見積を取らせていただきまして、ある程度の掛け率を掛けました。ただサッシ類とかはですね、かなり4月以降も値上がりしているということでございます。新単価を求めて設計をしたところでございます。

3番（西 靖邦君） 金属製建具とか色々あるから物価とかそんなないでしょ。業者見積でしょ。全て。業者見積が設計単価をやったらその内の査定されたというのは、70とか60パーセントで査定されたのですか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 一応、掛け率を公表はさせていただかないというところで答弁をさせていただきたいと思っておりますけども、見積を取らせていただきまして、相当の掛け率を掛けて単価設定をしているところでございます。

3番（西 靖邦君） あの役所の声ですが、ちょっと例ですけども、私ゼネコンにおったわけで、これは参考に聞いてください。金属製建具というのは、大体見積書をいただいたら私が25とか30パーセントで入れていました。それでもサッシ屋さん、金属建具儲かるんですよ。その辺なんというかな、その辺をやっぱり執行部の方も単価構成を今後理解していただいて、査定をしていただいたらいいかなと思っています。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 西議員、多分ご存じだと思いますけど、公共工事については、建設三法という法律がございまして、建設業の健全な運営ですね、あと労働環境の改善また建築基準法と公共工事の入札の契約に関する法律等様々に建設業の三法が決まっております、そういうのを踏まえてですね、公共工事の発注をしなければならぬとなっております。またその他関連で行きますと、公共工事の品質に関する法律等も整備されておりますので、それに基づいて、適正な価格で適正に受注をされたものと思っております。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 工事請負契約の変更について

議長（金子光喜君） 日程第6、議案第43号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第43号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

R4災補河第517号 蓑谷川災害復旧工事（他1合併）について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

建設水道課長（高木堅介君） 議案第43号、工事請負契約の変更について、御説明いたします。

契約の目的、契約の方法につきましては、変更前と同じです。

契約の金額について、変更前の1億4,960万円を変更後において、243万4,627円増の1億5,203万4,627円とするものです。主な変更理由につきましては、河川災害復旧箇所において工区間すり付け部の取り壊しが設計通りに施工することが困難であったため、既存コンクリートブロック積み取壊しとすり付け工の施工面積が増となるものでございます。

契約の相手方については、変更前と同じです。

2ページに、仮契約書を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第7 議案第44号 地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（金子光喜君） 日程第7、議案第44号、「地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第44号、地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法施行例等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）にて地方自治法に条ずれが生じたことにより、関係する条例の改正と軽微な字句の修正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課長（西村洋一君） 3ページをご覧ください。新旧対照表を使って御説明をいたします。右の欄が改正前、左が改正後となります。

まず、湯前町監査委員に関する条例の一部改正です。

第7条、1行目、右の欄の下線部第233条第2項に、左側、改正後ですが、頭の部分に法を追加します。

2行目、3行目右、附せられたの漢字の部分を、左、こざとへんを抜いた漢字に修正します。この使い分けは、附属、寄附、附則、附帯、附置の5つの熟語のみこざとへんを付けた漢字を使用し、それ以外ではこざとへんを抜いた漢字を使うことが公用文のルールといえますか慣習となっておりますので、修正をするものでございます。

第9条、1行目、右の欄の第243条の2の2第3項を、左、第243条の2の8第3項に改めます。

3行目右、ひらがなのうえを、左、漢字の上に改めます。

4ページをご覧ください。

次に、湯前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例です。

第4条、4行目、右の欄、下線部、平成16年湯前町条例第8号を、左、平成16年湯前町条例第2号に改めます。

第6条、2行目、右の欄、第243条の2の2第8項を、左、第243条の2の8第8項に改めます。

5ページをご覧ください。

次に、湯前町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例です。

第1条、3行目、右の欄、第243条の2の2第3項を、左、第243条の2の8第3項に改めます。

2ページにお戻りください。附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、「地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 4 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第 8、議案第 4 5 号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第 4 5 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年 1 月 8 日法律第 5 号）により、条例整備に当たっては、国との権衡を図る観点から条例を改正・整備し、同法附則第 2 条の経過措置規定が令和 7 年 7 月 1 日から施行されるため、同日よりも前に改正条例を公布しておくことが適当であることから、関係する条例の改正と軽微な字句の修正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） この度の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたものですが、改正の概要は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度が拡充されたものでございます。いわゆる、上位法の改正に伴う条例改正になりますので、法律に合わせて字句の改正も行いますが、この字句の改正自体に意味はありませんので、説明は省略させていただきます。

ちなみに条例内に出てまいります、部分休業制度とは、育児のために勤務しないことを認める制度でございます。

2 ページをご覧ください。

この改正は、改正文を見ても何がどう変わるのか全く分からない内容となっておりますので、この改正で何がどう変わるのか、ポイントを絞って御説明いたします。

先ほども御説明いたしました、育児を行う職員の部分休業について、現行では 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得可能であったものに加えて、今回新たに 2 時間以上、1 日単位でも取得でき、通算で年間 10 日以内の取得が可能になります。職員は現行の制度と新たに加えられた制度の何れかが選ぶことになります。

また、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、3 歳に達するまでを、小学校就学の始期に達するまでに改めます。

3 ページをご覧ください。

条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行するものです。また経過措置としまして、令和 7 年度に限っては 10 月から 3 月までの半年でございますので、取得できる時間及び日数が半分となるというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第9 議案第46号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第9、議案第46号、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年1月8日法律第5号）により、条例整備に当たっては、国との権衡を図る観点から条例を改正・整備し、附則第2条の経過措置は、改正後の条例に基づく個別の周知・意向確認の対象外となる3歳に満たない子を養育する職員に対しても、これに準じた措置を講ずることができ旨を定めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） この条例改正も、議案第45号と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児をする職員が柔軟な働き方を実現するための措置と仕事と育児の両立に関する意向聴取・配慮をしなければならないというものでございます。いわゆる上位法の改正に伴う条例改正になりますので、法律に合わせて字句の修正も行いますが、この字句の改正自体に意味はありませんので、説明は省略いたします。

2ページをご覧ください。この改正も改正文が分かりにくいものになっていますので、ポイントを絞って御説明いたします。

まず、柔軟な働き方を実現するための措置として、3歳から小学校就学時までの子を養育する職員に対し、任命権者が講じた措置について周知と制度利用の意向の確認を個別に行わなければならないということと、任命権者は職員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時や職員の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する職員の意向を個別に聴取しなければならないこと。

また、任命権者は、意向を聴取した職員の就業条件を定めるに当たっては、個別に聴取した職員の仕事と育児の両立に関する意向について、配慮しなければならないということが盛り込まれております。

また、第15条の2に、配偶者等の介護に関する意向確認を規定していましたが、妊娠・出産についての意向確認と同様に、第18条へ移動させております。

3ページをご覧ください。条例は令和7年10月1日から施行するものです。

また経過措置といたしまして、施行日以前に周知や意向確認を行ってもよいことを規定しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第10 議案第47号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第10、議案第47号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第47号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の給与に関し、熊本県人事委員会勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） この条例改正は、熊本県人事委員会勧告に準じた改定と簡単な字句の修正となりますが、この字句の改正自体に意味はありませんので、説明は省略させていただきます。

6ページをご覧ください。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後となります。

上から6行目、（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）について、記されておりますが、ここに何が書かれているかと申しますと、第25条で、これまで定年前再任用短時間勤務職員は住居手当が支給できない、適用除外であったものが、この度の改定により、住居手当の支給が可能になったというものでございます。

なお、それ以外の改正は、条ずれと簡単な字句の修正及び一部修正漏れがあったものを実態に合わせたものでございます。

2ページをご覧ください。

この条例は令和7年4月1日から施行とするものですが、本町では定年前再任用短時間勤務職員の在籍はありませんので、問題はないところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第11 議案第48号 湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第11、議案第48号、「湯前町水道事業給水条例の一部

を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第48号、湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

災害その他非常の場合に給水工事の適切な実施を図り、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより宅内配管の復旧に対応する業者を確保するため、湯前町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設水道課長（高木堅介君） 議案第48号、湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、令和6年能登半島地震の際に、市町村などの水道事業者が管理する配水管が復旧した後においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水道が使用できない状況が長期化したことを受け、指定給水装置工事事業者制度を導入している各水道事業者において、供給規程等の改正を検討するよう国土交通省から技術的助言の通知があり、本町条例の一部を改正するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いします。

第8条第1項は、ただし書きの追加です。

工事は、町長が指定した者が施行するという条文の後に、ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。を追加するものです。

第25条及び第36条につきましては、字句の整理を行うものです。

2ページをお願いします。

改正文、附則において、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

2番（吉田精二君） 改正案の第8条ですかね。他の市町村とありますけども、他の市町村の範囲、例えば、どのぐらいを想定されている。例えば県内であるとか、どのぐらいの範囲を想定されているか、お伺いします。

建設水道課長（高木堅介君） 国からの通知では、その範囲までは、特に助言というかそういうものはございませんけれども、他の市町村で被災がないところになっております。例えばもう近ければ宮崎西米良村とかも想定範囲には入るのではないかと思います。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、「湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第12 議案第49号 湯前町下水道条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第12、議案第49号、「湯前町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第49号、湯前町下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

災害その他非常時の場合に排水設備工事の適正な実施を図り、他の下水道事業者が指定した排水装置工事事業者による排水設備工事の実施を可能にすることにより、排水設備の復旧に対応する業者を確保するため、湯前町下水道条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設水道課長（高木堅介君） 議案第49号、湯前町下水道条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、議案第48号と同様に令和6年能登半島地震を受け、下水道排水設備指定工事店の規定について、国土交通省から技術的助言の通知があり、本町の条例の一部を改正するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いします。

第6条第1項に、ただし書きの追加です。

工事は、町長の指定を受けた者でなければ、行ってはならない。という条文の後に、ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。を追加するものです。

2ページをお願いします。

改正文、附則において、この条例は、公布の日から施行するものです。
以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、「湯前町下水道条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

ここで休息のため休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時06分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第13 議案第50号 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について

議長（金子光喜君） 日程第13、議案第50号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第50号、令和7年度湯前町一般会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,788万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ44億6,358万8,000円とするものでございます。また併せまして、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 事項別明細書の歳出12ページをご覧ください。

款1議会費、節4共済費7万4,000円を計上しました。市町村共済組合負担金でして、令和7年度の負担率確定に伴う増額でございます。

なお、この度の人件費関係の補正は、4月の人事異動及び新規採用者の給料の確定、また、ただ今御説明しました、共済組合負担金の負担率確定に伴うものでございまして、説明が重複しますので、以降の人件費関係の説明は省略させていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費、節12 委託料5万円は、JA倉庫跡地の開発に伴い合筆して登記するための手数料ですが、当初の見積額では不足が生じることが判明しましたので、増額計上いたしました。

目7 交通安全対策費、節10 需用費30万円は、国道219号上里地区の歩道整備に伴いまして、防犯灯を九電柱に載せ替え、合わせてLED化するための修繕料となります。

目8 防災諸費、節18 負担金補助及び交付金651万円は、熊本県と市町村をつなぐ地域衛星通信ネットワーク第3世代システム整備事業負担金として、この事業は、本来令和6年度に県が整備予定でありましたが、スケジュールの遅れによって令和7年度の整備となったものです。この度、県から予算計上するよう指示がありましたので、予算計上いたしました。なお、財源は、緊急防災・減災事業債を650万円充当いたします。充当率100パーセント、交付税措置率は70パーセントとなります。

目10 情報通信管理費、節11 役務費2万4,000円は、地デジ難視聴世帯への書類郵送用切手代でございます。説明会の欠席者に対する資料送付など、不足が見込まれる通信費を増額計上いたしました。

13ページをご覧ください。

目13 定額減税に係る調整給付事業費関係で、節11 役務費に通信費18万7,000円、口座振込手数料6万2,000円、節18 負担金補助及び交付金に1,800万円計上しました。確定申告により所得税が確定し、定額減税補足給付金の給付額が確定したことから、不足が生じる方へ給付するものです。なお、財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額減税一体支援枠）で給付金分は全額補助されます。

項2 徴税費、目1 税務総務費、節12 委託料11万円は、口座振替データ伝送業務委託料として、システム標準化に伴い伝送テストが必要となり、その費用を計上しました。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節11 役務費29万6,000円は、戸籍システムを含む自治体基幹システムの標準化に伴い、戸籍のふりがなを確認する必要が生じたため、通知書発送のための通信費を計上いたしました。なお、財源につきましては、国の社会保障・税番号システム整備費補助金で全額補助されます。

14ページをご覧ください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節12 委託料に15万4,000円を計上しました。2025年版障害福祉サービス等報酬改定等に係る介護給付費等単位数サービスコード表等の一部修正になります。なお、財源につきましては、国の制度改正に伴うシステム改修費補助金で2分の1の7万7,000円を充当いたします。

節 19 扶助費 522 万円は、更生医療給付事業扶助費として、令和 6 年 4 月から医師の不在により更生医療の対象から外れていました公立多良木病院ですが、令和 7 年度から医師が常駐することになり、更生医療の申請が見込まれるため、増額計上しました。なお、財源につきましては、国の障害者医療費国庫負担金で 2 分の 1 の 261 万円を、県の自立支援医療（更生医療）費負担金で 4 分の 1 の 130 万 5,000 円を充当します。町の負担は 4 分の 1 となります。

節 27 繰出金マイナス 244 万 5,000 円は、国民健康保険特別会計繰出金ですが、人事異動に伴い人件費が減額した分となります。

目 2 老人福祉費、節 27 繰出金は、487 万 8,000 円を増額計上しました。介護保険特別会計の職員が 1 名から 2 名となり人件費が増額した分となります。

15 ページをご覧ください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 10 需用費 20 万円は、公用車のエアコン故障に伴う修繕料を計上しました。

節 17 備品購入費 30 万円は、新たなGISシステムへの切り替えに伴い、対応可能なパソコンを購入するものです。新たなシステムでは、農地情報の管理はもとより、システム内の情報を県や他市町村とも共有できるようになります。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、節 18 負担金補助及び交付金 410 万円は、観光施設消防システム等改修補助金として、湯楽里の緊急放送用の防災設備と給水ポンプが故障し、何れも至急修繕の必要があり、また、リスク分担表により費用を町が補助するものです。

16 ページをご覧ください。

款 9 教育費、項 4 社会教育費、目 2 公民館費、節 13 使用料及び賃借料 5 万 2,000 円は、新たに建設いたしました図書交流棟の下水道使用料を計上しました。

目 4 美術館費、節 13 使用料及び賃借料の 2 万 4,000 円は、漫画美術館の共同巡回展をはじめ特別展など、遠方の自治体や出版社等との打ち合わせを、オンラインにより安価で効率的に行うためZOOMライセンス使用料を計上しました。

17 ページをご覧ください。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節 10 需用費 8 万円は、スポーツ推進委員 2 名が新たに就任されたことに伴い、活動用ユニフォームの購入費用を計上しました。

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 林業用施設災害復旧費、節 12 委託料 270 万円は、林業用施設災害復旧工事測量設計業務委託料でございまして、林道牧良線災害復旧工事（3号箇所）測量設計業務委託となります。これは既設の擁壁の基礎部の洗堀が著しく擁壁が傾き、現在の工法では施工できず、工法の変更が必要となっ

たため計上したものです。なお、財源は農林施設災害復旧事業債を充当しますが、充当率は90パーセント、交付税措置率は45パーセント程度を見込んでおります。

歳入です。11ページをご覧ください。

先ほどの歳出の説明中で、歳入の説明をした以外のものを説明いたします。

款19繰越金に、今回の補正財源として、マイナス1,310万5,000円を計上しました。8ページをご覧ください。

第2表 地方債の補正で変更となります。起債の目的、農林施設災害復旧事業の事業費の増に伴い限度額を変更するものです。よって、町債の合計は、4億8,420万円となるものです。

19ページから、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第14 議案第51号 令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（金子光喜君） 日程第14、議案第51号、「令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第51号、令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ202万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,643万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

税務町民課長（黒木博行君） 議案第 51 号、令和 7 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出のほうからお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費につきましては、人事異動に伴う補正となり、合わせて 244 万 5,000 円を更正減額させていただきました。

続きまして、節 12 委託料につきましては、国民健康保険システム改修業務委託料に 42 万 4,000 円を計上しました。今回の改修につきましては 2 点ございまして、1 点目が健康保険法施行規則等の一部を改正する政令の公布に伴う高額療養費制度の負担区分・低所得の基準見直しによる改修です。2 点目が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う帳票の文言修正が必要になったことに伴う改修になります。具体的に申し上げますと、健康保険法施行規則等の一部を改正する政令が令和 7 年 6 月 4 日に公布され、8 月 1 日施行となっております。その中で 70 歳以上の高額療養費の負担区分について、令和 6 年の老齢基礎年金の支給額が満額で 80 万 6,700 円となったことにより、低所得の現在の基準額を超えてしまうため、自己負担に影響が出ないよう基準の一部が改正されたものになります。それに伴った改修となります。また、刑法等の一部を改正する法律が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、令和 7 年 6 月 1 日から、懲役・禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されました。それによりまして、一部帳票の文言修正が必要となったことによる改修となります。なお、歳出の財源としまして、特別交付金に歳出予算と同額の 42 万 4,000 円を計上しております。

続きまして、歳入を説明いたします。7 ページをご覧ください。

歳出の際に説明したものの以外について、説明させていただきます。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 4 職員給与費等繰入金ですが、先ほど歳出のほうで説明させていただきました、給与費等と同額の 244 万 5,000 円のほうを減額させていただいております。

以上、歳入歳出それぞれ 202 万 1,000 円を減額した補正予算となります。

これで説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

3 番（西 靖邦君） 8 ページのシステム改修業務委託料ですけれども、令和 7 年度当初予算 770 万円計上されてますよね。トータル 812 万 4,000 円のシステム改修料となるわけですか。

税務町民課長（黒木博行君） 当初予算に計上しておりました 770 万円とはまた別の改修となりますので、合計して、先ほど議員のほうが言われました金額となります。

3番(西 靖邦君) システム改修ですけどもちょっと懸念したことがありますね、他の類似業務においてもですね、見積から全体的に高止まりしてるんじゃないかと懸念しております。そのためですね、価格交渉の余地は十分にあると考えています。今回の委託に当たりですね、その700万円も含めて、業者との価格交渉は実施されたのでしょうか。また、交渉によって委託料が引き下げられたかどうかについて伺います。

税務町民課長(黒木博行君) 今回の予算につきまして、見積書をいただいた際に価格交渉のほうはいたしておりません。ただこれ以外のほかの部分について、色々あったりした部分がありまして、そちらのほうはちょっと交渉させていただいた部分もあります。

3番(西 靖邦君) てことは見積があがった金額がそのままということですか。大体価格交渉せなあかんのちゃいますの。100パーセントが来たら100パーセントうんで済むんですかそれで、5パーセントぐらい値切りできへんのかと聞いたらどうですの。そういう姿勢が何か必要じゃないですか。

税務町民課長(黒木博行君) 今回の補正もですけども、まずこの改修につきましてはですね、上位法令に基づいた改修で、全国一律同じ改修になります。今回、補正させていただきますこのシステムにつきましては、県内や他の都道府県においても同様の改修となっております、単独で行う事業でしたらもうちょっと高くなっていると思われれます。一応全体で行う改修になりますので、価格的には、抑えられているものと考えております。

3番(西 靖邦君) 価格的に抑えられているとかそんなわかりますかいな、どんなしてわかりますの。私言いたいのは、このシステム改修はもうちょっと高止まりしてる懸念がずっとあるんですよ。この4年間、だからなるべく今後ですよ、ほかの部署において、担当課においてもですね、やっぱ価格交渉はやってもらえるべきものかなと私は思っていますので、よろしくご対応のほどよろしくお願いします。

議長(金子光喜君) ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、「令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第15 議案第52号 令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

議長（金子光喜君） 日程第15、議案第52号、「令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第52号、令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ487万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,215万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

保健福祉課長（佐藤由美子君） 議案第52号、令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

今回の歳出補正は、4月の人事異動に伴う人件費に関するものです。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、4月の人事異動に伴い介護保険係が常勤職員1名から2名となりましたので、4月から3月までの常勤職員1名分の給料、職員手当等、共済費について、合計487万8,000円を増額計上しました。

次に、歳入について、御説明いたします。7ページをご覧ください。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は、款9諸収入、項3雑入、目2返納金に計上しております。高額介護サービス費返還金1万1,000円の財源調整分として同額を更正減額いたしました。この度、返還金が生じた理由としましては、月の介護サービス利用者負担金が区分に応じた限度額を超過した場合、超過分を高額介護サービス費として支給しますが、支給後に事業所の過誤等精算により支給額が減額となった場合は利用者から超過した差額分を返還してもらうものです。今回の返還金は1名分になります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他の一般会計繰入金は、歳出で計上しております総務費への充当分として、事務費繰入金487万8,000円を計上しました。

9ページから12ページの給与費明細書については、説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、「令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

ここで日程の調整のため暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時41分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第16 議案第53号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（金子光喜君） 日程第16、議案第53号の表記が間違っておりましたので訂正します。訂正したものを読み上げさせていただきます。

日程第16、議案第53号、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第53号、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の改正及び公職選挙法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 今回の、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び同法施行令の改正は、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付する基準が改定となりました。また、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の改正は、最近における物価の変動等を鑑み、選挙公営に要する経費にかかる限度額が引き上げられたことにより、関係する2つの条例を改正するものでございます。

まず2ページをご覧ください。

特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

一番上の表、投票管理者から開票立会人・選挙立会人までと、下から2番目の表、期日前投票管理者と期日前投票立会人の右の欄のそれぞれの金額を、上から2番目の表の右の欄、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額に改めるものです。

これまでは具体的な金額を明記しておりましたが、この度の参議院議員選挙のように法律改正と選挙執行の期間が極端に短くなった場合、条例改正を行う暇がない場合が想定されることから、法律改正があっても条例改正を行わなくてよい条文といたしました。ちなみに、球磨郡内の町村のいくつかも同様の条文としているようでございます。なお、具体的な金額を申し上げますと、上から投票管理者が1万2,800円を1万4,500円に、選挙長・開票管理者が1万800円を1万2,200円に、投票立会人が1万900円を1万2,400円に、投票立会人・選挙立会人が8,900円を1万100円に、期日前投票管理者が1万1,300円を1万2,800円に、期日前投票立会人が9,600円を1万900円に改めるものです。

3ページをご覧ください。

次に、湯前町議会議員及び湯前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正でございます。

第8条中は、選挙運動用ビラの作成の単価改正です。記載のとおり、7円73銭を8円38銭に改めます。

第11条中は、選挙運動用ポスターの作成の単価改正です。記載のとおり、541円31銭を586円88銭に改めます。

附則として、この条例は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第17 議案第54号 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について

議長（金子光喜君） 日程第17、議案第54号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第54号、令和7年度湯前町一般会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ44億6,364万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 事項別明細書の歳出11ページをご覧ください。

款2総務費、項4選挙費、目3参議院議員選挙費、節1報酬5万8,000円は、先ほどの条例改正の際に御説明いたしました中で、特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、来る参議院議員選挙の投票管理者報酬から期日前投票管理者報酬まで、増額となった分を計上いたしました。

歳入です。10ページをご覧ください。

款14県支出金、節5選挙費委託金に、今回の補正財源として、5万8,000円を計上しました。なお、今回は国政選挙でありますので、必要となる経費は全額国から県を通して支払われます。

また、12ページに給与明細書を掲載しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩します。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（金子光喜君） 日程第18、諮問第1号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、日程第19、諮問第2号、日程第20、諮問第3号は同様の案件ですので、説明、質疑まで一括して行い、答申は1件ずつ行いたいと思います。

町長の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 諮問第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所 熊本県球磨郡湯前町3138番地3、氏名 金山 充さん、

生年月日 昭和26年7月9日お生まれでございます。

金山さんは、熊本商科大学短期学部を卒業後、平成48年4月から法務省矯正局河内少年院勤務を皮切りに平成22年3月、法務省矯正局人吉農芸学院法務教官として退職されるまでの間、少年への改善指導・矯正教育を通じて社会復帰の実現を助けるなど、その職責を全うされております。

平成25年から人権擁護委員として活動されており、啓発活動にも意欲的で長きに渡る経験と知識からさらに充実した活動が期待できます。

このように人格識見ともすぐれた方ですので推薦したいと思い、意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、諮問第2号でございます。

人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所 熊本県球磨郡湯前町3673番地2、氏名 永瀨みどりさんでございます。

生年月日 昭和31年5月25日お生まれでございます。

永瀨さんは、県立球磨商業高校を卒業後、子育てと仕事を両立させ、役場職員として40年間勤められました。退職後は各種統計調査の調査員や国勢調査指導員にも尽力され令和4年から人権擁護委員として活動していただいております。女性・子ども・高齢者の人権問題に対して関心を持たれており、さらなる活動が期待できます。

このように人格識見ともにすぐれた方でございますので推薦したいと思い、意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、諮問第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

住所 熊本県球磨郡湯前町2275番地1、氏名 農望田綾さんでございます。

生年月日 昭和33年1月8日お生まれでございます。

農望田さんは、尚絅短期大学を卒業後、民間企業での経験を積んだ後、約16年に渡り保育士の資格を活かし、現在は湯前保育所の保育士として勤務されております。また町の食生活改善推進員の活動や現在は健康推進委員としても活動されており、町のためにご尽力いただいているところでございます。

このように人格識見ともにすぐれた方ですので推薦したいと思い、意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

ここで、答申の意見調整のため、しばらく休憩いたします。

議員の皆さんは控室にお集まりください。

- - - - -
休憩 午後1時04分

再開 午後1時08分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。諮問第1号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配布してあります意見のとおり「諮問のとおり差し支えない」と答申した

いと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。諮問第2号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配布してあります意見のとおり「諮問のとおり差し支えない」と答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。諮問第3号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配布してあります意見のとおり「諮問のとおり差し支えない」と答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

- - - - -

日程第21 同意第8号 湯前町教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（金子光喜君） 日程第21、同意第8号、「湯前町教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 同意第8号、湯前町教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現在の中村富人教育長は、本年6月30日をもって、その任期が満了となります。私といたしましては、引き続きお願いしたいと考えておりましたが、ご本人が退任の意思が固く、新たな教育長を任命することにいたしました。中村教育長におかれましては、2期6年の長きにわたりまして、教育行政のみならず町政全般にわたって大変ご尽力をいただき、町の発展にも貢献されましたこと、この場をお借りし御礼を申し上げるところでございます。

このため本案は、後任の教育長に、
住所 球磨郡多良木町大字久米 2 8 5 4 番地 8、氏名 栃原 秀明 氏
を任命したく、御提案させていただくものであります。

栃原氏の経歴につきましては、P L 学園高等学校、大阪経済大学経済学部を卒業、その後、佛教大学通信教育課程を修了された後、昭和 56 年 4 月から山江村立山田小学校講師を皮切りに、最後は平成 29 年 3 月まで多良木中学校校長をお務めになられるなど、人吉球磨管内の小中学校を歴任されております。また、平成 17 年に球磨教育事務所の指導主事、平成 23 年に指導課長として勤務をされました。

定年退職後も、錦町教育委員会の学校教育アドバイザー、そして熊本家庭裁判所及び人吉簡易裁判所の調停委員、多良木町教育委員会の地域人権教育指導員として、幅広くご活躍されております。なお、特技の剣道では、剣道教士 7 段を取得されており、競技者として、また指導者としても誠に著名な方でございます。

このように、この度ご提案いたします栃原氏は、教育行政に関し高い識見を有しておられ、人格が高潔であり、適任者と判断しますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の皆様に同意を求めるものでございます。

以上、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって討論を省略することに決定しました。

これから、同意第 8 号、「湯前町教育長の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この採決は、無記名投票で行ひます。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

議長（金子光喜君） ただいまの出席議員は議長を除き 9 人です。

次に、立会人を指名します。立会人に山下議員、田山議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

議長（金子光喜君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

議長（金子光喜君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 83 条の規定により「否」とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

[投票]

議長（金子光喜君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。山下議員、田山議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

議長（金子光喜君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員に符合しています。

有効投票 9 票。無効投票 0 票。

有効投票のうち、賛成 8 票、反対 1 票です。

以上のとおり、投票の結果は、賛成多数です。

したがって、同意第 8 号、「湯前町教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

[議場開放]

日程第 2 2 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会）

議長（金子光喜君） 日程第 2 2、「委員会報告」

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛に提出されております。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

本件について、委員長の報告を求めます。

企画経済建設常任委員長（西 靖邦君） それでは、企画経済建設常任委員会の報告をいたします。

本町では人口減少と少子化・高齢化が進んでおり、進行しており、老朽化した住宅や空き家が増加している一方、移住希望者が入居できる住宅等がなく、やむなく他町村に居住地を求めるケースもあります。また、定住を希望する者への住宅情報不足などの問題も顕在化しています。

こうした問題に対して、効果的な住宅政策を推進することで、町民の居住環境の向上と移住定住の促進を図ることが急務となっています。

こうした中、企画経済建設常任委員会で、本町の住宅及び宅地分譲等の住宅政策全般について、令和7年2月5日から4回にわたって調査を実施し委員の活発な議論のもと、今回、住宅政策に関する提言を別紙のとおり取りまとめました。

今回、初めて常任委員会として、町に対して提言書を提出いたしますが、町執行部におかれましては、これを真摯に受け止めていただき、必ず町の発展にご尽力いただきたいと考えております。

以上で企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

議長（金子光喜君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上、報告のとおり、住宅政策に関する提言書を町長宛提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、町長宛提言書を提出することに決定しました。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

広報常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で、広報常任委員会の報告を終わります。

- - - - -

日程第 2 3 議員派遣について

議長（金子光喜君） 日程第 2 3、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

- - - - -

日程第 2 4 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続審査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第 2 4、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続審査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の審査中の事件について、閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

- - - - -

日程第 2 5 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第 2 5、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

日程第 2 6 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第26、「広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

広報常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第27、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（金子光喜君） 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長（金子光喜君） これで、令和7年第6回湯前町議会定例会を閉会します。

閉会 午後1時30分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員